

官報

号外 平成九年三月二十四日

○第四百四十回 参議院会議録第十二号

平成九年三月二十四日(月曜日)

午後零時四十分開議

○議事日程 第十二号

平成九年三月二十四日

正午開議

第一 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第三まで

一、南極価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案(内閣提出)

○議長(斎藤十朗君) 御紹介いたします。

本院の招待により来日されましたカナダ上院議長ギルダス・モルガット閣下の御一行がただいま貴賓席にお見えになっております。

ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

(総員起立、拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

南極地域の環境の保護に関する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。石井国務大臣。

(国務大臣石井道子君登壇、拍手)

○国務大臣(石井道子君) 南極地域の環境の保護に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

近年、地球環境のモニタリング等の観点から、南極地域の環境の重要性が注目されておりますが、一方で、基地活動や観光利用の増加による環境影響も懸念されており、人類共通の財産としての南極地域の環境を保護するための国際的取り組みの強化が要請されております。

このため、一九九一年には、環境保護に関する南極条約議定書が採択され、南極地域における活動を計画する際の環境影響評価の実施、動植物相の保存、廃棄物の処理等の幅広い義務が規定されたところであります。この議定書の確かつ円滑な実施を確保するために必要な国内担保措置を講

じるため、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、南極地域における活動の主宰者及び行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならぬ基本的な事項を定めて、公表することとしております。

第二に、南極地域におきまして、科学的調査を除く鉱物資源活動を禁止し、動物相及び植物相の保存のために動植物の捕獲や持ち込み等を制限し、廃棄物の適正な処分及び管理を行い、南極特別保護地区への立ち入りを制限する等の規制措置を講ずることとしております。

第三に、以上の行為の制限を確実なものとするため、南極地域において行われる原則としてすべての活動の実施前に、議定書で禁止されている行為がないこと、南極地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあること等についての確認を受けることを義務づけることとしております。この確認のための審査に当たっては、必要に応じ環境影響の検討資料の提出を求めることにも、環境影響の程度が軽微でない場合には、議定書の締約国等の意見を聴取する手続を行うこととしております。

このほか、報告徴収など南極地域の環境の保護のために必要な監督措置を講ずるとともに、周知、罰則等に関し、所要の規定を設けることとしております。

以上が南極地域の環境の保護に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。

加藤修一君。

(加藤修一君登壇、拍手)

○加藤修一君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となりました南極地域の環境の保護に関する法律案につき、橋本総理並びに関係大臣の御所

見をお伺いいたします。

現在、本案、すなわち南極環境保護法案に係る議定書の発効は、残り三つの国の批准を待つ状態にございます。いまだ批准していない国の一つが日本であり、発効にプレキをかけている責任は極めて重大と言えます。我が国の自然保護関連の条約批准は今までもおくれが目立ち、常に後手後手ではないでしょうか。多くの国が批准してから、やおら腰を上げる姿勢は全く長期的展望に欠け、こそくではないでしょうか。このように熱心さが欠ける理由、また、当条約の対応がおくれた理由を外務大臣にお伺いしたい。

ところで、日本は環境先進国であると言われて

いますが、実態は胸を張って言える状態ではありません。橋本政権の外交政策の柱が「創造と自立の外交」であるならば、ここで環境外交においても自立的、積極的なリーダーシップをとるべきであります。これからの環境理念は、国益に偏するのではなく、ヒューマンセンシティブ、人類

益、地球益を理念とし、これに基づいて実行すべきであります。総理の理念、御認識についてお伺いしたい。

さて、南極地域を初めとする地球環境問題は深刻さを増しております。私は、橋本政権が火だるまになることにはとりたてて関心があるわけでは

ありませんが、私たち人類は、地球が火だるまになることを避けなければなりません。今や人類の生存に向けた総力戦を開始しなければなりません。

本年は、地球サミットから五年目に当たり、六月には国連環境特別総会、十二月には二十一世紀の温暖化対策が決定される京都会議が開催されます。この会議の重要性はリオの地球サミットに匹敵するもので、日本は成功に向けて議長国として重大な責務を持っております。この意味で、本年は地球環境の年と言えます。しかし、地球環境の現状は深刻であり、今後とも毎年地球環境の年と言えらるほどせつぱ詰まった状態にあります。

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

議事日程追加の件 南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明)

さて、南極はメキシコと米国を合わせた以上の大きさがあり、地球の気候、環境に大きな影響を与え、近年、地球温暖化、オゾン層破壊、大気汚染などの調査に重要なデータを提供してきた貴重な観測地域であります。近年の気温上昇により、南極半島の海に張り出した氷の大崩壊が続いており、研究者はこうした現象を、南極大陸上の氷が解けはしないか、海面上昇へとつながる兆候がはじまっているのではないかと心配しております。また、南極上空のオゾンホールは、昨年、最大規模を記録し、しかも毎年記録更新中であり、より一層実効性のあるオゾン層保護対策が急務になっております。

南極に限らず、危機的な状況は地球規模へと動き始めております。このような地球環境問題群の状況とその長期的、戦略的対応について、橋本総理はいかなる御見解、御決意をお持ちでしょうか。

次に、本法律案の実効性についてであります。本法律案及び議定書の実効性を確保するためには、監視員等の監視・監督体制をどのように確立していくのでしょうか。また、この特殊な地域である南極地域において、所管が文部省である極地研究所など他省庁の活動もあり、本法律案に基づいて環境庁がどのように役割を分担し、円滑に環境保護を図っていくのでしょうか。また、議定書を履行するためには、各国との連携をどのようにしていくのでしょうか。さらに、多国間の査察の地域分担をどのようにしていくのでしょうか。そして、南極地域における基地活動などに伴う廃棄物の処理についてどのような対応を行うことになっているのでしょうか。

一方、今まで南極に一切関与の機会がなく南極のノウハウの蓄積がない環境庁にとって新たに役割が増加することになりますが、本法律案を円滑に実施するためにはそれ相当の経費が必要となります。予算措置はどのように考えるか。

以上、総理、環境庁長官に御見解を求めます。

ところで、動植物など生態系への影響とともに、アザラシ、ペンギンから南極にはなかった細菌やウイルス、重金属、有機塩素系化合物が検出されております。また、これらの環境汚染物質が、これまでそれほど想定していなかったホルモンのような内分泌系、そして免疫系にまで及ぼすことがわかり、生物の生殖能力の減退の危機が迫っております。

例えば、ゴア副大統領が前書きを書いたコルボーン女史の「盗まれた未来」の中では、人という種の存在さえも危機に直面していることを警告しております。不妊症の増加、精子の減少、種の存在まで脅かし始めたこの最近のこのような環境汚染の大きな変化に即応して、新たな社会的な対応システムの構築が必要となっております。総理の御見解をお尋ねいたします。

ところで、南極は資源開発などの経済行為はできないとされております。近年、旅行者が増加してきており、生態系が乱される可能性があります。言うまでもなく、観光は経済行為であります。経済行為をする旅行者の企画についても環境アセスメントをすることであり、また、各国間で南極旅行企画の競争により、急激な旅行者数の増大は環境保護の困難が予想され、歯どめが必要と考えられます。

そこで提案ですが、長期滞在者、旅行者数の総量規制を提案すべきだと考えます。環境庁長官の御見解を伺いたいと思います。

また、ほかの生物の行動圏にみだりに入らないうえ、そっとしておくこと、これも共生の考えであります。そのかわりに、いって一〇〇%かわりになるわけではありませんが、代替的工夫をすべきであります。例えば、人工衛星からの南極画像情報のリアルタイムの公開、疑似体験のできるサイバー南極大陸の作成やインターネット南極の開設であります。人類の環境資産をいながらにして容易にアクセスできる教育・情報協同システムの構築を国際社会に提案してはどうでしょうか。

環境庁長官の御見解を伺いたい。

ところで、橋本総理、南極環境保護法案の実効性に関するところでありますが、総理はかつて環境基本法審議の際に、当時の広中環境庁長官に対して、地球環境問題担当大臣を法制上きっちりと位置づけるべきだ、環境庁地球環境部には地球環境政策についての総合調整機能を十分持たせるべきだ、そしてたとえ行政改革の中でも環境行政は別扱いをすべきだと述べております。橋本政権になった今、リーダーシップを発揮できる立場にあっても依然として改善されておられません。

例えば、昨年の温暖化防止会議では、国の代表として環境庁長官、通産政務次官の二人が発言されたこと、また、温暖化防止策の日本提案が政府内部の調整で最後までつれ、醜態をあらわすなど、依然として総合調整機能が発揮できておりません。これでは、南極地域の保護はもとより、我が国の主導的な地球環境の保全が一向に進まないではありませんか。

総理のお考えの三点について、総理は今どのような御見解をお持ちですか。

また、極地である南極地域は温暖化の影響をどこよりも大きく受けます。そこで総理、橋本総理は昨年、地球環境保全関係閣僚会議において、我が国のCO₂排出量が急増したことに對し、関係大臣に對策の強化を指示しておりますが、一具体的にはどのように実行しているのでしょうか。今やリーダーシップを十分発揮できる立場になったにもかかわらず、みずからの政権下において具体的な姿が全く見えてこないではないでしょうか。これでは行政改革と同じように口先政権と言われかねません。以上について、総理の御答弁をいただきます。

ところで、京都会議に臨むに当たり、世界で四番目にCO₂の排出量が多い我が国が、二〇〇〇年に排出量を一九九〇年レベルに戻すことが極めて困難な状況になっております。我が国は、

CO₂の抑制策として、総排出量並びに一人当たり排出量と、選択性を提案しております。厳しい抑制策のヨーロッパ、そして総量規制に不熱心なアメリカと、各国の利害が絡んでおり、排出規制策のまとめは難航が予想されております。我が国はどのようにリーダーシップを発揮していくのでしょうか。

ところで、ゴア副大統領が来日中で、本会議終了後に会うと聞いておりますが、削減に向けて協力を強く要請すべきであります。橋本総理の御見解をいただきます。

さて、南極環境保護法案に係る議定書の批准は、我が国が国際社会で名譽ある地位を占める上で重要であります。これに関連しまして、六月の国連の環境特別総会に對し、我が国はどのような対応を考えているのでしょうか。私は、地球環境問題の対処を間違えたら人類の未来がない、この観点から、地球環境に係る統合的な国際的組織として環境国連の創設並びに国連環境憲章の作成を提案いたします。これらを実現することは、ひとえに南極条約の実効性を飛躍的に高めることにもなります。

総理、環境外交のイニシアチブを発揮するためにも、また、国連改革の一環にもなりますこの提案をすべきであります。橋本龍太郎内閣総理大臣の積極的な御見解、御決意を伺いたい。

次に、南極環境保護法案に関連して、我が国の地球温暖化防止行動計画の見直しと追加的対策をどうするかであります。

環境庁の試算によれば、炭素税の有効な活用によって現行の温暖化防止行動計画の目標達成は可能とされていますが、その追加的対策として炭素税の導入、これについて環境庁長官の御見解をいただきます。

最後に、アメリカ国防総省ペンタゴンは、極地において超強力電磁波による地球の電離層を加熱するいわゆるハープ・プロジェクトを進めております。これについては、連邦環境保護庁、また、

GLOBALなわち地球環境国際議員連盟も大きな関心を示しております。この実験は、オゾン層保護に関するモントリオール議定書、そして環境破壊兵器禁止条約に抵触の可能性があります。幸いなことに、地球環境問題に見識の高いゴア副大統領が米中であります。直ちに状況を聞くと同時に、開発中止を毅然と要請し、腰砕け外交を乗り越えるべきであります。

総理の御見解を求め、質問を終わります。

(拍手)

○国務大臣(橋本龍太郎君登壇、拍手)
加藤議員にお答えを申し上げます。

まず、地球環境問題への取り組みの理念及び環境外交におけるリーダーシップというお尋ねであります。

地球環境問題は人類共通の課題であり、人類社会が共同してその生存の基盤である地球環境を守る、その理念のもとで取り組むべき課題だと私は思います。そして、我が国は、地球環境問題への取り組みを推進するために、国際的にリーダーシップをとり、我が国の国際的地位にふさわしい役割を率先して果たしていきたいと思っております。

例えば、本年、私はASEAN五カ国を回りまして、そして、その際、私自身が主張してきたこととして、今まで我々は成功の記録を国際社会に見せてきた。しかし、我々が今まで犯してきた失敗も数々あった。その一つが昭和四十五年を中心にして大量に発生した環境汚染、公害という問題だった。これを乗り越えるために我々は大変な努力をさせられた。その中には成功、失敗、それぞ

れがある。我々は人類社会が同じ失敗を犯すことを決して好まない。もし求められるなら、過去の我々の失敗の記録、同時にそれをどう乗り越えようとしてきたかのデータを進んで提供する用意があるということを申し上げてきました。

今日までも既に、例えばオーストラリアの環境庁創設の際、我が国の環境庁の創設とその後の

分析は役立っております。こうした働き方もまた、私は日本の果たすべき役割の一つだと大きく信じております。

次に、地球温暖化を初めとする地球環境問題、地球の生態系を損ない、将来世代にも大きな影響を与える極めて深刻な問題だと、これは議員の御指摘と変わりがありません。政府としては、地球環境保全に関する関係閣僚会議の場なども活用をしながら、効果的かつ総合的な地球環境保全施策を進めて、地球環境問題に対し、より一層積極的な取り組みを進めてまいります。

次に、議定書が発効した後の予算について御質問がありました。

ただいま御審議をいただいております平成九年度予算におきましても必要な予算が計上されていくところでありまして、環境保護に関する南極条約議定書が発効いたしました後におきましても、この法律が適切に施行されるよう対処してまいります。

次に、環境汚染物質の影響の懸念の御指摘につきまして、近年、欧米諸国で取り上げられ始めたため、研究が既に進められております。我が国におきましても、化学物質による生殖等への影響を未然に防止するために、国際的な動きに合わせながら知見の充実を図るとの観点から、関係省庁におきまして調査研究などの対応を進めてまいり所存であります。

次に、広中環境庁長官当時に私が質問をしたこととはどうなっているかという御質問がありました。

既にお調べをいただいておりますとおり、私があの質問で結びに申し上げたこと、それは、国際舞台において環境行政について環境庁みずからが語り得る立場を確保することであり、同時に、いたずらに組織の拡大を求めるというものでもなかった、これは御承知のとおりであります。そして、私は、今後とも環境庁の企画調整能力とい

うものは拡大していくべきだと思われ、環境行政をやばり国際舞台で語る、その主役は環境庁でなければならぬという考え方は変わりません。そして、今後の行政改革の中におきましても私はそうした必要性というものを打ち出していきたいものだと、そのように考えております。

次に、南極地域の環境保全のためにも二酸化炭素の排出削減に向けた主導的な取り組みが必要である、こういう御指摘をいただきました。

このためにも京都会議が極めて重要な会議であります。これまでも二〇〇〇年以降の対策に対する議定書の内容についての提案を行うなど、日本は積極的に対応してまいりました。今後とも政府が一体となって国内対策の充実に努めるとともに、地球温暖化防止に効果があり、公平で実行可能な合意が得られるように各国に積極的に働きかけ、努力してまいり所存であります。

次に、二酸化炭素の排出規制に向けた米国の協力のついて、これは地球環境に広範かつ深刻な影響を与えるおそれのある地球温暖化問題の解決のために不可欠の話題だと考えております。特に今申し上げました京都会議、これは二十一世紀における国際的な取り組みを定める重要なチャンスであります。この会議の成功に向けて各国と協力が得られるように働きかけをしてまいらなければなりません。

本日、この本会議終了直後から始まりますゴア米副大統領との会談の中におきましても、環境問題は大きな一つの柱でありまして、ここでも議論をさせていただきたいと考えております。

次に、国連環境特別総会、そして国連環境憲章、あるいはいわゆる環境国連、こうした御提案がございました。

お尋ねの国連環境特別総会は、地球サミットの成果を結実させ、前進させ、そして地球規模の持続可能な開発の促進に取り組むための重要な会合である、そのように思っています。そして、我が国としても積極的に対応してまいりたいと考えます

し、国会のお許しがありますなら私自身もこれには参加したい、そのような希望も持っております。

また、環境と開発に関する行動計画として、御承知のように、アジェンダ21がございます。そして、国連持続可能な開発委員会がこの推進のために活動してございまして、我が国としてもこのような取り組みには積極的に参加いたしてまいります。

最後に、ハブ・プロジェクトについてお尋ねがございました。

しかし、御指摘のプロジェクトがモントリオール議定書や環境改変技術的の使用禁止条約に違反するとは言えないと考えられ、米国に対しこのプロジェクトの中止を求めることは必ずしも適当ではない、そのように考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から御答弁申し上げます。(拍手)
○国務大臣(石井道子君登壇、拍手)
加藤議員にお答え申し上げます。

本法律の運用体制に関する御質問がございました。

第一に、監視・監督体制につきましては、職員を現地に派遣することを含め、今後、関係省庁とも相談をいたしまして効果的な体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

第二に、南極地域における観測活動との役割分担については、観測活動は学術研究の観点から、また、本法は環境の保護の観点からのものであります。両者は相互に連携を図りつつ実施すべきものと認識をしております。

第三に、各国との連携につきましては、査察の実施に関する情報交換等を通じ、議定書の的確な履行のため、各国と密接な連携を図ってまいります。

また、廃棄物についてのお尋ねでございますが、本法律案におきましては、南極地域で発生し

平成九年三月二十四日 参議院會議録第十二号

た廃棄物は、定められた基準に従って焼却したり海域に排出する場合等を除き、処分してはならないこととされております。

次に、観光客の総量規制についての御指摘でございますが、各国がそれぞれ観光を含む活動の累積的な環境影響も検討することから、議定書を円滑に実施することにより適切な環境管理が図られるものと考えております。

また、南極の自然をより理解しやすくするため情報提供につきましては、普及啓発の一環として取り組んでまいりる所存でございます。

地球温暖化防止行動計画の見直しと炭素税導入についての御尋ねでございますが、この行動計画の二〇〇〇年目標を達成し、さらに二〇〇〇年以降の二層階しい対策の実施に備えて、環境庁といたしましては、平成九年度予算案に行動計画の見直しのための準備作業の経費を計上したところでございます。

炭素税につきましては、環境基本計画に基づき、二酸化炭素排出抑制のための経済的措置の具体的なあり方について調査研究を進めておりますが、引き続き検討を深めていきたいと考えております。(拍手)

(国務大臣池田行彦君登壇、拍手)

○国務大臣(池田行彦君) 環境関連条約への対応と今回の議定書締結のおくれについてのお尋ねであります。地球環境問題は、我が国の国際貢献の上におきましても最重要分野の一つであると認識しております。これまで気候変動枠組条約、生物多様性条約等、各国に先駆けて速やかに締結してまいりました。

今回の議定書につきましては、他国の動向等を念頭に置きながら、実施のための国内法の整備などについて検討を進めてきたところでございますが、今後、御審議を願う本法律案の作成をも踏まえまして国会の承認を求めるとした次第でございます。(拍手)

南極地域の環境の保護に関する法律案(趣旨説明) 法律案外一件

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長鴻池祥肇君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(鴻池祥肇君登壇、拍手)

○鴻池祥肇君 ただいま議題となりました法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、現行の五カ年計画に引き続き、新たに平成九年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、両五カ年計画と行財政改革の関連、安全な国土形成と今後の治山治水事業のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会の小川委員より反対、日本共産党を代表して緒方理事より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案 酒税法の一部を改正する

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 酒税法の一部を改正する法律案

日程第三 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長松浦孝治君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(松浦孝治君登壇、拍手)

○松浦孝治君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、酒税法の一部を改正する法律案は、昨年十一月のWTOの勧告に対応する観点から、しょうちゅうの税率を引き上げ、ウイスキー類の税率を引き下げるなど、蒸留酒間の税率格差を縮小しようとするものであります。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等に順み、住宅土地税制等について適切な対応を図るほか、いわゆるエンゼル税制の創設、租税特別措置の整理合理化等を行うとともに、阪神・淡路大震災の被災者に対する住宅取得促進税制の特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、WTO仲裁裁定を踏まえ我が国の対応、酒税法改正がしょうちゅう業者に与える影響、住宅取得促進税制見直しの効果、エンゼル税制創設の意義等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、平成会を代表して海野義孝委員より、酒税法改正案に賛成、租税特別措置法等改正案に反対、自由民主党及び社会民主党・護憲連合を代表して鈴木和美理事より両法律案に賛成、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、採決の結果、両法律案は多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、酒税法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案
(いずれも内閣提出)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員
長真島一男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔真島一男君登壇、拍手〕
○真島一男君 たたいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案は、最近における繭及び生糸の需給等の状況の変化にかんがみ、農畜産業振興事業が行う繭及び生糸の価格安定措置を廃止するとともに、生糸の輸入調整措置等について所要の規定の整備を行うとするものであります。

次に、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案は、最近における蚕糸業をめぐる状況の変化等にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成十年四月一日をもって廃止しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、蚕糸業の将来展望、価格安定制度廃止後の繭糸価格の安定対策、強制検定・検査制度廃止に伴う繭糸取引への影響と対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案につきまして討論に入りましたところ、日本共産党を代表して須藤委員より本法律案に反対である旨の意見が述べられました。

討論を終わし、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案につきまして、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。
まず、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

次に、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案の採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 官平君
議員 田村 公平君 栗原 君子君
小山 峰男君 魚住裕一郎君
渡辺 孝男君 山口 哲夫君
釘宮 馨君 福本 潤一君
山本 保君 椎名 素夫君

北澤 俊美君	西川 玲子君	鈴木 貞敏君	平井 卓志君
山崎 力君	高野 博郎君	林 寛子君	吉田 之久君
江本 孟紀君	長谷川道郎君	大久保直彦君	林田悠紀夫君
平田 健二君	和田 洋子君	鈴木 省吾君	野村 五男君
常田 享祥君	鈴木 正孝君	西田 吉宏君	服部三男君
菅川 健二君	市川 一朗君	上野 公成君	岡 利定君
水島 裕君	岩瀬 良三君	山本 一太君	三浦 一水君
小林 元君	石田 美栄君	松村 龍二君	保坂 三蔵君
山崎 順子君	都築 譲君	平田 耕一君	林 芳正君
荒木 清寛君	浜四津敏子君	塩崎 恭久君	吉村剛太郎君
直嶋 正行君	寺澤 芳男君	溝手 顕正君	山崎 正昭君
統 訓弘君	武田 節子君	加藤 紀文君	谷川 秀善君
長谷川 清君	牛嶋 正君	狩野 安君	関根 則之君
泉 信也君	白浜 一良君	尾辻 秀久君	矢野 哲朗君
勝木 健司君	猪熊 重二君	佐藤 静雄君	野間 安正君
星野 明市君	木暮 山人君	南野知恵子君	鹿熊 文夫君
広中和歌子君	片上 公人君	陣内 孝雄君	石川 弘君
及川 順郎君	石井 一二君	中曾根弘文君	片山虎之助君
鶴岡 洋君	永野 茂門君	須藤良太郎君	吉川 芳男君
大森 礼子君	芦尾 長司君	清水嘉子君	下稲葉耕吉君
水野 誠一君	上吉原一天君	青木 幹雄君	宮崎 秀樹君
大野つや子君	加藤 修一君	上杉 光弘君	吉川 芳男君
奥村 展三君	堂本 暁子君	久世 公亮君	下稲葉耕吉君
岩永 浩美君	依田 智治君	倉田 寛之君	高木 正明君
阿曾田 清君	益田 洋介君	坂野 重信君	村上 正邦君
林 久美子君	鈴木 政二君	坂野 純三君	佐々木 満君
武見 敬三君	海野 義孝君	太田 豊秋君	笠原 潤一君
戸田 邦司君	高橋 令則君	照屋 寛徳君	大脇 雅子君
今泉 昭君	小山 孝雄君	上山 和人君	畑 恵君
北岡 秀二君	亀谷 博昭君	馳 浩君	日下部徳代子君
釜本 邦茂君	風間 昶君	谷本 楓君	菅野 壽君
横尾 和伸君	山下 栄一君	中島 眞人君	菅野 爽君
平野 貞夫君	二木 秀夫君	長峯 基君	橋本 聖子君
鴻池 祥肇君	石渡 清元君	大淵 絹子君	海老原義彦君
鎌田 要人君	寺崎 昭久君	景山俊太郎君	阿部 正俊君
木庭健太郎君	足立 良平君	岩井 國臣君	鈴木 栄治君
田村 秀昭君	松浦 孝治君	横崎 泰昌君	
野沢 太三君	永田 良雄君		

清水 澄子君	成瀬 守重君	赤桐 操君	運輸委員	労働委員会	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。
大島 慶久君	坪井 一字君	武田邦太郎君	辞任	理事 笹野 貞子君 (川橋幸子君の補欠)	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。
真島 一男君	佐藤 泰三君	菅野 久光君	大河原太一郎君	議院運営委員会	児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第七十一号)
河本 英典君	清水 達雄君	立木 洋君	龜谷 博昭君	理事 齋藤 勁君 (伊藤基隆君の補欠)	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。
梶原 敬義君	小野 清子君	内閣総理大臣	補欠	同日内閣から次の議案が提出された。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
志村 哲良君	木宮 和彦君	外務大臣	畑 恵君	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(閣法第七十七号)	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。
浦田 勝君	石井 道子君	大蔵大臣	村沢 牧君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
守住 有信君	真鍋 賢二君	農林水産大臣	補欠	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
青木 新次君	宮澤 弘君	建設大臣	佐藤 静雄君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
嶋崎 均君	井上 孝君	農林水産大臣	三重野栄子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
板垣 正君	松浦 功君	建設大臣	大谷 博昭君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
岡野 裕君	大河原太一郎君	国務大臣	川橋 幸子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
岡部 三郎君	田沢 智治君	環境庁長官	補欠	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
志苦 裕君	国井 正幸君	環境庁企画調整局長	野間 赳君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
齋藤 勁君	小川 勝也君	環境庁環境部長	武見 敬三君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
西川 潔君	山下 芳生君	環境庁自然保護局長	長谷川道郎君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
朝日 俊弘君	峰崎 直樹君	環境庁自然保護局長	海野 義孝君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
中尾 則幸君	島袋 宗康君	環境庁自然保護局長	清水 澄子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
笠井 亮君	渡辺 四郎君	環境庁自然保護局長	大脇 雅子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
前川 忠夫君	今井 澄君	環境庁自然保護局長	武田邦太郎君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
川橋 幸子君	山田 俊昭君	環境庁自然保護局長	橋本 敦君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
阿部 幸代君	及川 一夫君	環境庁自然保護局長	補欠	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
山本 正和君	菅野 茂君	環境庁自然保護局長	高野 博昭君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
薬科 満治君	一井 淳治君	環境庁自然保護局長	大脇 雅子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
西山登紀子君	須藤美也子君	環境庁自然保護局長	清水 澄子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
角田 義一君	三重野栄子君	環境庁自然保護局長	大脇 雅子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
千葉 景子君	竹村 泰子君	環境庁自然保護局長	武田邦太郎君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
本岡 昭次君	緒方 靖夫君	環境庁自然保護局長	橋本 敦君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
筆坂 秀世君	吉川 春子君	環境庁自然保護局長	補欠	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
村沢 牧君	鈴木 和美君	環境庁自然保護局長	大脇 雅子君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
小島 慶三君	笹野 貞子君	環境庁自然保護局長	武田邦太郎君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
伊藤 基隆君	有働 正治君	環境庁自然保護局長	橋本 敦君	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案
橋本 敦君	吉岡 吉典君	環境庁自然保護局長	補欠	同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。	地方交付税法等の一部を改正する法律案

議長の報告事項
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
農林水産委員
辞任 井上 吉夫君 補欠 平田 耕一君
佐藤 静雄君 畑 恵君
三重野栄子君 村沢 牧君
国井 正幸君 笹野 貞子君
竹村 泰子君 一井 淳治君
商工委員
辞任 平田 耕一君 補欠 井上 吉夫君
一井 淳治君 竹村 泰子君
川橋 幸子君 前川 忠夫君

運輸委員
辞任 大河原太一郎君 補欠 龜谷 博昭君
通信委員
辞任 畑 恵君 補欠 佐藤 静雄君
労働委員
辞任 龜谷 博昭君 補欠 大谷 博昭君
笹野 貞子君 国井 正幸君
前川 忠夫君 川橋 幸子君
予算委員
辞任 竹山 裕君 補欠 野間 赳君
馳 浩君 武見 敬三君
大森 礼子君 長谷川道郎君
高野 博昭君 海野 義孝君
大脇 雅子君 清水 澄子君
一井 淳治君 峰崎 直樹君
武田邦太郎君 本岡 昭次君
橋本 敦君 笠井 亮君
決算委員
辞任 海野 義孝君 補欠 高野 博昭君
清水 澄子君 大脇 雅子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術特別委員
辞任 山本 正和君 補欠 大脇 雅子君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
農林水産委員会
理事 阿曾田 清君 (阿曾田清君の補欠)

労働委員会
理事 笹野 貞子君 (川橋幸子君の補欠)
議院運営委員会
理事 齋藤 勁君 (伊藤基隆君の補欠)
同日内閣から次の議案が提出された。
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律案(閣法第七十七号)
同日議長は、次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。
児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第七十一号)
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律案
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
地方公務員法の一部を改正する法律案
同日委員長から次の報告書が提出された。
治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第六十四号)審査報告書
酒税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書
租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員竹村泰子君提出(第百三十九回国会)小麦と小麦粉の安全性に関する質問に対する答弁書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律
地方公務員法の一部を改正する法律

本日委員長から次の報告書が提出された。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案(閣法第五一号)審査報告書

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案(閣法第五二号)審査報告書

審査報告書

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十一日

建設委員長 鴻池 祥肇
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに平成九年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を策定しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、治山事業五箇年計画に総投資規模三兆七千七百億円、治水事業五箇年計画に総投資規模二十四兆円が見込まれている。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成九年三月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「平成四年度」を「平成九年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十二條の二の次に次の一条を加える。

第十二條の三 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三條に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二條の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について国が既に交付の決定をした補助金等の交付(平成八年度以前の年度のこの会計の予算で平成九年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む)は、それぞれ第一條第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に

含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一項を附則第三十二項とし、附則第三十項を附則第三十一項とし、附則第二十九項中「附則第三十項」を「附則第三十一項」に改め、同項を附則第三十項とし、附則第二十八項を附則第二十九項とし、附則第二十七項の次に次の一項を加える。

28 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三條に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に既に施行したもの(平成八年度以前の年度のこの会計の予算で平成九年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む)は、それぞれ第一條第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

審査報告書

酒税法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十一日

大蔵委員長 松浦 孝治
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、世界貿易機関の勧告に対応する

ため、しょうちゅう、ウイスキー類、スピリッツ類及びリキール類に係る税率格差の縮小を図るものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に伴う平成九年度の租税減収見込額は、約百八十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 WTO勧告に対応した酒税法改正については、消費者及び製造者に与える影響にかんがみ、今後とも、関係国の理解が得られるよう最大限努力すること。

一 中小事業者の多いしょうちゅう乙類業界が、今回の大幅な税率引上げに対処して一層の近代化を促進できるよう、十分な指導を行うとともに所要の措置を講じること。

一 財政物資としての酒類の特性に配慮し、酒税の円滑かつ適正な転嫁と公正な取引の確保が図られるよう十分に指導すること。

右決議する。

酒税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成九年三月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

酒税法の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律

酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第三号を次のように改める。

三 しょうちゅう

(1) アルコール分が二十五度以上二十六度未満のもの 二十四万八千八百円

(2) アルコール分が二十六度以上のもの 二十四万八千八百円にアルコール分が二十五度を超過する度ごとに九千九百二十四円を加えた金額

(3) アルコール分が二十五度未満二十一度以上のもの 二十四万八千八百円からアルコール分が二十五度を下る一度(一度未満の端数があるときは、その端数は一度とみなす)ごとに九千九百二十四円を引いた金額

(4) アルコール分が二十一度未満のもの 十九万八千四百八十円

第二十二條第一項第七号中「九十八万二千三百円」を「四十九万九千円」に、「二万四千五百六十円」を「二万二千五百円」に、「九十九万八千六百二十円」を「三十七万八千三百二十五円」に改め、同項第八号中「三十六万七千三百円」を「三十六万七千八百八十八円」に、「九千九百三十円」を「九千九百二十四円」に改め、同項第九号中「九万八千八百円」を「十一万九千八百八十八円」に、「八千二百二十円」を「九千九百二十四円」に改め、同条第二項の表しょうちゅうの項を次のように改める。

しょうちゅう

二十五度

二十四万八千八百円

第二十二條第二項の表ウイスキー類の項中「九十八万二千三百円」を「四十九万九千円」に改め、同表スピリッツ類の項中「三十六万七千三百円」を「三十六万七千八百八十八円」に改め、同表リキュール類の項中「九万八千八百円」を「十一万九千八百八十八円」に改める。

(一般的経過措置)

第二條 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成九年十月一日(以下「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた酒税については、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成九年十月一日から施行する。ただし、附則第五條の規定は、同年九月一日から施行する。

第三條

改正後の酒税法(以下「新法」という。)第二十二條第一項第三号及び第七号並びに第二項

(しょうちゅう及びウイスキー類に係る部分に限る。)の規定は、しょうちゅう甲類及びウイ

キー類で平成十年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、しょうちゅう乙類で平成十三年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについて、それぞれ適用する。

(しょうちゅう及びウイスキー類に係る税率の特例)

第四條 指定日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるしょうちゅう及びウイスキー類については、新法第二十二條第一項第三号及び第七号並びに同条第二項(しょうちゅう及びウイスキー類に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、改正前の酒税法(以下「旧法」という。)第二十二條第一項第三号及び第七号並びに同条第二項(しょうちゅう及びウイスキー類に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項第三号イ中「十五万五千七百円」とあるのは「二十万九千九百円」と、「九千五百四十円」とあるのは「九千七百四十円」と、「二万三千四百円」とあるのは「二十五万六千四百円」と、「二万六千二百三十円」とあるのは「二万八千六百四十円」と、「十萬八千円」とあるのは「十五萬三千二百円」と、同号ロ中「十萬二千五百円」とあるのは「十五萬七千七百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「七千七百円」と、「十三萬五千円」とあるのは「十八萬九千二百円」と、「一萬四千九百四十円」とあるのは「一萬三千二百五十円」と、「六萬九千三百円」とあるのは「十一萬二千二百円」と、同項第七号中「九十八萬二千三百円」とあるのは「五十五萬千円」と、「二萬四千

五百六十円」とあるのは「一萬三千七百八十円」と、「九十九萬八千六百二十円」とあるのは「五十九萬九千六百六十円」と、同条第二項の表しょうちゅうの項中「十五萬五千七百円」とあるのは「二十萬九千九百円」と、「十萬二千五百円」とあるのは「十五萬七千七百円」と、同表ウイスキー類の項中「九十八萬二千三百円」とあるのは「五十五萬千円」とする。

2 平成十年十月一日から平成十三年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるしょうちゅう乙類については、新法第二十二條第一項第三号及び同条第二項(しょうちゅうに係る部分に限る。)の規定にかかわらず、旧法第二十二條第一項第三号ロ及び同条第二項(しょうちゅう乙類に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、同条第一項第三号ロ中「十萬二千五百円」とあるのは「十九萬九千四百円」と、「六千五百八十円」とあるのは「八千八百二十円」と、「十三萬五千円」とあるのは「二十四萬三千五百円」と、「一萬四千九百四十円」とあるのは「一萬五千五百八十円」と、「六萬九千三百円」とあるのは「十五萬五千三百円」と、同条第二項の表しょうちゅうの項中「十萬二千五百円」とあるのは「十九萬九千四百円」とする。

(輸入ウイスキー類等の移入に係る特例)

第五條 酒類の販売業者である酒類引取者が、指定日前に保税地域から引き取られた酒類(ウイスキー類及びスピリッツ類に限る。)を平成九年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所

に移入した場合には、当該酒類については、当該酒類引取者を当該酒類の酒類製造者とみなし、当該承認を受けた場所を当該酒類の製造免許を受けた製造場とみなし、当該移入を当該酒類の製造場への戻入れとみなして、酒税法の規定を適用する。

2 前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る場所につき酒税の保全上不適当と認められる事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

3 前二項の規定は、酒類の販売業者である酒類引取者が、平成十年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（ウイスキー類に限る。）を同年九月一日から同月三十日までの間に政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた場所に移入した場合について準用する。

（未納税移出等に係る経過措置）

第八條 指定日前に酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅう及びリキエール類に限る。）で、酒税法第二十八條第三項（同法第二十九條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第二十八條第三項各号に掲げる日が指定日以後に到来するものに限る。）について、同法第二十八條第三項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、しょうちゅうにあつては附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四條第一項における当該酒類に係る酒税の税率」という。）又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

の税率」という。）又は附則第十條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号。以下「改正後の租税特別措置法」という。）第八十七條の二第一項に規定する税率とし、リキエール類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は同項に規定する税率とする。

2 平成十年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅうに限る。）で、酒税法第二十八條第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、しょうちゅう甲類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とし、しょうちゅう乙類にあつては附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた旧法第二十二條に規定する税率（以下「附則第四條第二項の税率」という。）又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

3 平成十三年十月一日前に酒類の製造場から移出された酒類（しょうちゅう乙類に限る。）で、酒税法第二十八條第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が平成十三年十月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかった場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率とする。

（未納税引取り等に係る経過措置）

第七條 次の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて指定日前に保税地域から引き取られた酒類（しょうちゅう及びリキエール類に限る。）について、指定日以後に同表の下欄

免 除 の 規 定

酒税法第二十八條の第三項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十一年法律第三十七号）第十一條第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二條第一項

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三條第三項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第五十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

追 徴 の 規 定

同法第二十八條の第三項第六項

同法第十一條第三項

同法第十二條第四項

同法第十三條第五項において準用する関税法（明治四十二年法律第五十四号）第五十五條第二項、第五十六條第二項又は第五十七條第四項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関係法律等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第五十二号）第七條（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第四十九号）第四條において準用する場合を含む。）

2 前項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十年十月一日前に保税地域から引き取られた酒類（しょうちゅうに限る。）について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、しょうちゅう甲類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とし、しょうちゅう乙類にあつては附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

ちゅう甲類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とし、しょうちゅう乙類にあつては附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率とする。

3 第一項の表の上欄に掲げる法律の規定により酒税の免除を受けて平成十三年十月一日前に保稅地域から引き取られた酒類(しやうちゅうこ類に限る。)について、同日以後に同項の表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該酒類に係る酒税の税率は、新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租稅特別措置法第八十七條の二第三項に規定する税率とする。

(手持品課税等)

第八條 指定日に、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所において酒類(しやうちゅう及びリキニール類に限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量(二以上の場所です持する場合には、その合計數量)が五百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を指定日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

2 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保稅地域以外の場所が沖繩県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)第八十條第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

3 第一項の場合においては、しやうちゅうにあつては附則第四條第一項の税率又は改正後の租稅特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二條に規定する税率又は附則第十條の規定による改正前の租稅特別措置法(以下「改正前の租

稅特別措置法」といふ)第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とし、リキニール類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租稅特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧法第二十二條に規定する税率又は改正前の租稅特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第一項の酒税額とする。

4 第一項に規定する者は、その所持する酒類で同項の規定に該当するものの貯蔵場所ごとに、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、指定日から起算して一月以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

一 所持する酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの數量

二 前号の數量により算定した第一項の規定による酒税額及び当該酒税額の合計額

三 その他政令で定める事項

5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成十年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる酒税額の合計額に相当する酒税を、国に納付しなければならない。

6 前項の規定は、同項に規定する第四項の規定による申告書を提出すべき者で、当該申告に係る酒税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)に規定する期限後申告書若しくは修正申告書を同項の規定による申告書に係る前項の納期限前に提出したもの又は同法に規定する

更正若しくは決定を受けたもののうち同法第三十五條第二項第一号の規定による納付の期限が前項の納期限前に到来するものについて準用する。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に規定する酒類製造者が政令で定めるところにより、当該酒類が第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることにつき、当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地の所轄稅務署長の確認を受けたときは、当該酒税額に相当する金額は、酒税法第三十條の規定に準じて、当該酒類につき当該酒類製造者が納付した、又は納付すべき酒税額(第二号に該当する場合にあつては、同号に規定する他の酒類の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保稅地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき酒税額)に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、その者に係る酒税額から控除し、又はその者に還付する。

一 酒類製造者がその製造場から移出した酒類で、第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合(当該酒類製造者の他の酒類の製造場に移入された場合を含む。)

二 前号に該当する場合を除き、酒類製造者が、他の酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られた酒類で第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものを酒類の製造場に移入し、当該酒税額をその移入した製造場から更に移出した場合

8 酒税法第四十八條(第二号を除く。)の規定は、第四項の規定による申告書を提出しなければならない者について準用する。

9 平成十年十月一日に、酒類の製造場又は保稅地域以外の場所において酒類(しやうちゅうに限る。)を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その數量(二以上の場所です持する場合には、その合計數量)が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒税額を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

10 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保稅地域以外の場所が沖繩県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十條第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

11 第九項の場合においては、しやうちゅう甲類にあつては新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租稅特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第一項の税率又は改正後の租稅特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第九項の酒税額とし、しやうちゅう乙類にあつては附則第四條第二項の税率又は改正後の租稅特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第一項の税率又は改正後の租稅特別措置法第八十七條の二第一項に規定する税率により算

出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第九項の酒税額とする。

12 第四項から第八項までの規定は、第九項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第九項」と、「指定日」とあるのは「平成十年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは「平成十一年三月三十一日」と、第八項中「前項」とあるのは「第十二項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第九項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十二項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

13 平成十三年十月一日に、酒類の製造場又は保税地域以外の場所において酒類（しゅうちゅう乙類に限る。）を所持する酒類の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合）は、その合計数量が四百リットル以上であるときは、当該酒類については、その者が酒類の製造者として当該酒類を同日にその者の酒類の製造場から移出したものとみなして、酒税を課する。

14 前項の規定は、同項の酒類の製造場又は保税地域以外の場所が沖縄県の区域内の場所であり、かつ、同項に規定する酒類が沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第八十条第一項の規定の適用を受けて酒税を軽減された酒類である場合には、適用しない。

15 第十三項の場合においては、新法第二十二條に規定する税率又は改正後の租税特別措置法第

八十七條の二第三項に規定する税率により算出した場合の酒税額と附則第四條第二項の税率又は改正後の租税特別措置法第八十七條の二第二項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額を第十三項の酒税額とする。

16 第四項から第八項までの規定は、第十三項の規定により酒税を課する場合について準用する。この場合において、第四項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、「指定日」とあるのは「平成十三年十月一日」と、第五項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、「平成十年三月三十一日」とあるのは「平成十四年三月三十一日」と、第六項中「前項」とあるのは「第十六項において準用する第五項」と、「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と、第七項中「第一項」とあるのは「第十三項」と、第八項中「第四項」とあるのは「第十六項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

17 第四項（第十二項及び前項において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出を怠った者は、二十万円以下の罰金に処する。

18 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（罰則に係る経過措置）

第九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる酒税に係るこの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）
第十條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十七條の二第一項中「次の」を「平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の」に改め、「除くの下に」。次項及び第三項において同じを「加え、」については「を」とに改め、「限る」の下に。次項及び第三項において同じを、「第二十二條第一項の下に」及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條第一項を加え、「次項」を「第四項」に改め、同項の表基準税率の欄中「十五万五千七百円」を「二十万九千九百円」に、「十万二千三百円」を「十五万七千七百円」に、「九十八万二千三百円」を「五十五万九千円」に、「三十六万

七千三百円」を「三十六万七千八百八十八円」に、「九万八千六百円」を「十一万九千八百八十八円」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 平成十年十月一日から平成十三年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二條第一項及び酒税法の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）附則第四條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、第四項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒 類		品 目		基準アルコール分		基 準 税 率	
種 類	品 目	種 類	品 目	種 類	品 目	種 類	品 目
しゅうちゅう	しゅうちゅう甲類	しゅうちゅう	しゅうちゅう乙類	二十五度	二十五度	二十四万八千四百円	二十四万八千四百円
ウイスキー類	ウイスキー類	ウイスキー類	ウイスキー類	四十度	四十度	十九万九千四百円	十九万九千四百円
スピリッツ類	スピリッツ類	スピリッツ類	スピリッツ類	三十七度	三十七度	三十八万七千八百八十八円	三十八万七千八百八十八円
リキュール類	リキュール類	リキュール類	リキュール類	十二度	十二度	十一万九千八百八十八円	十一万九千八百八十八円

3 平成十三年十月一日以後に酒類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次の表の上欄に掲げる酒類でアルコール分が十三度未満のものに対する酒税の税率は、酒税法第二十二條第一項の規定にかかわらず、同表に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、次項に掲げる算式により算出した金額とする。

酒 類		基準 アルコール分	基 準 税 率
種 類	品 目		
しょうちゅう		二十五度	二十四万八千八百円
ウイスキー類		四十度	四十万九千円
スピリッツ類	スピリッツ	三十七度	三十六万七千八百八十八円
リキニール類		十二度	十一万九千八百八十八円

審査報告書

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十一日

大蔵委員長 松浦 孝治
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、住宅取得促進税制の税額控除額の見直し、住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例の拡充、不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の引下げ等の住宅・土地関連税制の改正を行い、特定の中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等を創設し、地域産業集積の活性化に資する措置及び沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減等の沖縄振興に資する措置を講ずるほか、輸入製品国内市場開拓準備金の廃止、技術等海外取引に係る所

得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、民間国債の利子等の非課税制度、土地の登記に係る登録免許税の課税標準の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、阪神・淡路大震災の被災者が住宅の再取得等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅取得促進税制の税額控除の特例措置等を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律施行に伴う平成九年度の租税減収見込額は、約八百四十億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国民の理解と信頼に基づく税制の確立のため、公平・公正の見地から税制全般にわたる不審の見直しを行うとともに、特に租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分

吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

一 阪神・淡路大震災の被災者・被災企業の生活・事業活動の復興を引き続き支援する観点から、今後とも必要に応じて、税制面での適切な有効な対応を行うこと。

一 変動する納税環境、業務の一層の複雑化・国際化・情報化、制度改正等に伴う事務量の増大及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、国税職員については、その職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、職場環境・機構の充実及び定員の一層の確保に特段の努力を払うこと。
右決議する。

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十二条により送付する。

平成九年三月五日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二

十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の六」を「第九条の七」に、「第十九条」を「第二十條」に、「(第二十條)を」(第二十條の二)に、「第五十三條」を「第五十四條」に、「第五十四條」を「第五十五條」に、「第八十四條の二」を「第八十四條の三」に、「第三節の三自動車重量税法の特例(第九十條の八・第九十條の九)」を「第三節の三 航空機燃料税法の特例(第九十條の八)」に改める。

第一条中「地方道路税、石油税」の下に、「航空機燃料税」を、「石油税法(昭和五十三年法律第二十五号)」の下に、「航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)」を加える。

第二条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 航空機燃料 航空機燃料税法第二条第二号に規定する航空機燃料をいう。

第六条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第二章第一節中「第九条の六」の次に次の一条を加える。

(特定の農業協同組合連合会等の合併の場合のみなしに配当に対する源泉徴収の不適用)

第九条の七 内閣法人が平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に行われる次に掲げる合併により金銭その他の資産の交付を受けた場合には、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち所得税法第二十五条第一項(同項第四号に係る部分に限る。)の規定により剰余金の分配の額とみなさ

れる金額については、同法第七十四條、第百七十五條並びに第二百一十二條第三項及び第四項の規定は、適用しない。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二條第一項に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併

第十條第一項中「平成九年」を「平成十一年」に改め、同條第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第三項及び第四項中「平成九年まで」を「平成十一年まで」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第六項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「平成九年」を「平成十一年」に改める。

第十條の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 卸売業若しくは小売業を営む個人又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む個人、機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

第十條の四第一項第六号中「第四号」を「第五

号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法（平成四年法律第四十四号）第八條第二項」を「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第 号）第二十四條第二項」に、「第七條第一項」を「第二十三條第一項」に、「第八條第一項」を「第二十四條第一項」に、「承認中小企業者」を「承認進出中小企業者」に、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む個人（当該事業のうち政令で定める特定の事業以外の事業を営む者にあつては、第十條第三項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

第十條の四第三項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改め、同條第四項中「第一項第五号」を「同項第六号」に改める。

第十條の五第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十條の六第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第二項中「償却限度割合（製品輸入増加割合が百分の

十以下である場合にあつては、百分の二十五（製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、百分の二十）を切り捨てる。）をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあつては当該製品輸入増加割合に一・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の十二・五の割合を加算した割合（当該割合が百分の五十を超えるときは、百分の五十とする。）をいう。）を乗じて計算したを「二位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する」に改め、同條第四項中「税額控除割合（製品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあつては、百分の五（製品輸入増加割合が百分の十未満であるときは、百分の五）をいい、製品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあつては当該製品輸入増加割合に〇・二五を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に百分の二・五の割合を加算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。）をいう。）を乗じて計算したを」に相当する」に改める。

第十一條の二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十一條の三の見出し中「事業革新設備」を「事業革新設備等」に改め、同條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、「計算する場合」の下

に「又は前項の規定の適用を受ける技術革新設備の償却費の額を計算する場合」を、「第十一條の三第一項本文」の下に「又は同條第二項本文」を加え、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する個人で特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第七條第一項に規定する承認基盤的技術産業集積活性化計画（以下この項において「承認基盤的技術産業集積活性化計画」という。）に定められた同條第一項に規定する基盤的技術産業集積活性化促進地域（以下この項において「基盤的技術産業集積活性化促進地域」という。）内において当該承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた同法第五條第二項第二号に掲げる中核的業種に属する事業を営む同法第二條第五項に規定する中小企業者に該当するもの（同法第十九條第一項の認定を受けた者に限る。）が、同法の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、当該基盤的技術産業集積活性化促進地域内において、当該個人が同法第七條第四項の承認（同法第八條第一項の承認を含む。）を受けた同法第七條第一項に規定する高度化等計画（同法第二條第三項第一号から第三号までに掲げる措置に係る同項に規定する特定基盤的技術の高度化等（以下この項において「特定基盤的技術の高度化等」という。）に関するものであつて政令で定める要件を満たすものに限るものとし、当該基盤的技術産業集積活性化促進地域内において事業を営む政令で定める他の事業者と同法第七條第

一項の規定により共同して申請されたものに限る。に定められた機械及び装置で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「技術革新設備」という。）を取得し、又は技術革新設備を製作して、これを当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該技術革新設備（前二条又は前項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該技術革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五（当該技術革新設備が特定基盤的技術の高度化等に著しく資するものとして政令で定めるもの（以下この項において「特定技術革新設備」という。）に該当するものである場合は百分の二十とし、当該個人の営む事業が特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第二条第一項に規定する特定業種に属する事業に該当し、かつ、当該個人に係る当該技術革新設備が特定技術革新設備に該当するものである場合は百分の二十五とする。）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該技術革新設備の償却費として所得税法第四十九条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

（昭和六十二年法律第七十一号）第七條第一項に

規定する承認基本構想であつてを削り、「平成九年三月三十一日までの間に同法を「平成十年三月三十一日までの間に行われた総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）」に、「承認（を「承認（平成十一年三月三十一日までに行われた）」に、を受けたもの）」に係る同法第五条第一項に規定する基本構想に、「同法第五条第四項に規定する承認の」を「当該承認の」に、「当該承認基本構想」を「当該基本構想」に改める。

第十一条の五第一項の表の第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の十一」を「百分の十二」に改める。

第十一条の六第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十二条第一項中「地区内」を「地区又は地域内」に改め、同項の表中

業 資 産 割 合		地 区 事	
業 資	産 割	地 区	事
業 資	産 割	地 区	事

に改め、同表の第四号中「地区」の下に「及びこれに類する地区」として政令で定める地区並びに水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項の規定により水源地域として指定された地区のうち政令で定める地区を加え、同表の第五号中「百分の十五」を「百分の十四」に改め、同表の第六号中「百分の十四」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、同表に次の一号を加える。

十一 沖縄振興開発特別措置法第二条第二項に規定する離島の地域

旅館業のうち政令で定める事業

政令で定める建物及びその附属設備 百分の八

第十二条の二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十四」に、「百分の十三」を「百分の十五」に改める。

第十三条の三第一項及び第十三条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十三条の二第二項中「百分の二十」を「百分の十八（当該機械設備等が第三号に定める漁船である場合には、百分の十六）」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十三条の三第一項第一号及び第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「及び次項第五号」を削り、「前条若しくは第十七条を「若しくは前条」に、「次項第六号」を「次項第四号」に改め、同条第三項中「第三号及び第四号」を「第二号及び第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とする。

第十六条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。
第十七条を次のように改める。
第十七条 削除
第十八条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第七条第一項に規定する高度化等計画（同条第二項第三号に規定する特定基盤的技術の高度化等に関する研究開発について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五項第六号に掲げる者若しくは同法第九条第一項に規定する高度化等円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第二項第三号に規定する新商品又は新技術の研究開発に関する事業について計画が定められているものに限る。）に係る同条第四項の承認を受けた同法第二条第五項第六号に掲げる者若しくは同法第二十五条第一項に規定する進出円滑化計画（同項に規定する新商品又は新技術の研究開発に

する事業について計画が定められているものに限る。)に係る同条第四項の承認を受けた同条第一項に規定する商工組合等 同法第十九条第二項(同法第二十七條において準用する場合を含む。)に規定する負担金 第二章第二節第二款の款名を削り、第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

第二十條の二の前に次の款名を付する。

第二款 準備金

第二十條の二第二項中「平成九年を」平成十一年に改め、同項の表の第一号中「百分の二十・五」を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「当該個人が構成したものと政令で定めるもの」を「政令で定める要件を満たすものに限る。」に改め、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6 第一項のプログラム等準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人(包括受遺者を含む。以下この節において同じ。)がソフトウェア業又はデータベース業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡した日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、

その死亡した日におけるプログラム等準備金の金額は、その被相続人(包括受遺者を含む。)の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十條の二に次の二項を加える。

7 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができない者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡した日におけるプログラム等準備金の金額は、当該相続人に係るプログラム等準備金の金額とみなす。

8 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡した日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項のプログラム等準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十條の三第五項中「第二十條第十一項を」前条第五項に改め、同条第六項中「第二十條第十二項から第十四項まで」を「前条第六項から第八項まで」に改める。

第二十條の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第三号中「石炭の採掘の事業」を「石炭等(石炭その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。)の採掘の事業」に、「石炭の採掘を」と「石炭等の採掘を」に、「露天石炭採掘

場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の採掘の終了」を「石炭等の採掘の終了」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第三号中「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に、「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第三項及び第四項中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭採掘場」を「露天石炭等採掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第七項中「第二十條第十一項」を「第二十條第十二項から第十四項まで」を「第二十條の二第六項から第八項まで」に改める。

第二十一條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同条第二項第一号中「第五項」を「以下この項及び第五項」に改め、「外国法人」の下に「(当該特許権等の提供を行う個人がその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資金額を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。同項第一号において同じ。)」を加え、同項第二号中「第五項」を「以下この項及び第五項」に改め、「外国法人」の下に「(当該技術役務の提供を行う個人がその発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十五以上の株式の数又は出資金額を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係にある外国法人を除く。同項第二号において同じ。)」を加える。

第二十二條第六項中「第二十條第十一項」を「第二十條の二第五項」に改め、同条第七項中「第二十條第十二項から第十四項まで」を「第二十條の二第六項から第八項まで」に改める。

第二十八條の五第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第二十九條の二第一項中「第八條第一項」の下に「又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第八條第一項を加え、「同項」を「これらの規定」に、「同条第六項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八條第六項又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八條第六項」に改める。

外国法人を除く。同項第二号において同じ。)」を加える。

第二十二條第六項中「第二十條第十一項」を「第二十條の二第五項」に改め、同条第七項中「第二十條第十二項から第十四項まで」を「第二十條の二第六項から第八項まで」に改める。

第二十八條の五第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第二十九條の二第一項中「第八條第一項」の下に「又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第八條第一項を加え、「同項」を「これらの規定」に、「同条第六項」を「特定新規事業実施円滑化臨時措置法第八條第六項又は特定通信・放送開発事業実施円滑化法第八條第六項」に改める。

第三十條の二第一項中「平成九年を」平成十一年に、「同法第十二條第三項において準用する場合又は同法第十八條の三第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。又は同法第十八條の二第三項同法第十八條の三第一項の規定により読み替えて適用される同法第十二條第三項において準用する場合を含む。の」を「の規定、同法第十八條の二第三項の規定その他の政令で定める」に改め、「同じ。の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加え、同条第五項中「第十六條の規定」の下に「その他政令で定める規定」を加える。

第三十一條の二第二項第八号中「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」の下に「(昭和六十三三年法律第四十七号)」を加える。

第三十三條第一項第一号中「道路法」の下に

〔昭和二十七年法律第八十号〕を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に「、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合」を、供するために買い取られる場合」の下に「(第三十三号第一項第二号若しくは第三号の五又は第三十三号の二第一項第一号に掲げる場合に該当する場合を除く。)」を加え、同項第二十二号を同項第二十三号とし、同項第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第百六条第一項に規定する防災街区整備推進機構が同法第二条第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第二十三条第一項第二

十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六條第一項の規定による公告があつた同項の防災街区整備推進計画(以下この号において「防災街区整備推進計画」という)の定めるところにより譲渡をされる土地等

号若しくは第三号の五、第三十三号の二第一項第一号若しくは前条第二項第一号に掲げる場合又は第一号、第二号若しくは第四号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

第三十四条の二第三項中「第十二号まで又は第十五号から第十七号まで」を「第十三号まで又は第十六号から第十八号まで」に改める。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十一号」を「前条第二項第二十三号」に改め、同項第三号中「第二十一号」を「第二十三号」に改める。

第三十六条の六第一項及び第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第二十二号」を「第二十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に改め、同項の表中「第二十二号」を「第二十三号」とし、第十九号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第十八号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同表を同表の第十九号とし、同表の第十七号の次に次の一号を加える。

同法第三十四條第一項に規定する防災再開発促進地区の区域(上欄に掲げる土地等の区域を含むものに限る。内において定められた同項に規定する防災街区整備地区計画の区域内にある土地等で、防災街区整備推進計画の定めるところにより取得をされるも

第三十七条第三項及び第四項中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項第一号中「第十九号若しくは第二十号」を「第二十号若しくは第二十一号」に改める。

第三十七条の四中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第三十七条の五第二項の表中「第十八号」を「第十九号」に、「第二十号」を「第二十一号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十第三項第四号及び第六号中「第三十七條の十三」を「第三十七條の十四」に改める。

第三十七條の十五を第三十七條の十六とし、第三十七條の十四を第三十七條の十五とする。

第三十七條の十三第三項中「前条」を「第三十七條の十二」に改め、同条を第三十七條の十四とし、第三十七條の十二の次に次の一条を加える。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)

第三十七條の十三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社以下この項において「特定中小会社」という。の設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社の株式以

下この条において「特定株式」という。を払込みににより取得(第二十九條の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。)をした居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二條第十号に規定する会社に該当することとなるときにおける当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下この条において同じ。)について、当該特定中小会社の設立の日から当該特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む。)が発行した株式に係る第三十七條の十第二項に規定する上場等の日の前日までの期間(第五項において「適用期間」という。)内に、その有する当該株主により取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び第三十七條の十の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 当該株主により取得をした特定株式を発行した株式会社が解散(合併による解散を除く。)をし、その清算が終了したこと。

二 前号に掲げる事実と類する事実として政令で定めるもの

2 前項の規定は、政令で定めるところによ

税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第四項の規定は、同項に規定する居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき当該特定株式に係る譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合であつて、第四項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

その適用後の金額。」とする。

株式に係る譲渡損失の金額」と、同項第三号

9 第四項の規定の適用がある場合における国税通則法の規定の適用については、同法第二十条第六号ハ中「又は法人税法」とあるのは「若しくは法人税法」と、「若しくは雑損失の金額又は欠損金額」とあるのは、「雑損失の金額若しくは欠損金額又は租税特別措置法第三十条の十三第五項（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」とする。

10 払込みにより取得をした特定株式及び当該

規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計

官 報 (号 外)

算の特例その他第一項及び第四項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十条の二中「平成九年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

第四十条の四第三項第二号中「海域」を「水域」に改める。

第四十一条第一項中「第七項」を「第六項」に、「この項及び第三項」を「この項及び次項」に、「昭和六十一年一月一日から平成八年十二月三十一日まで」を「平成九年一月一日から平成十三年十二月三十一日まで」に、「第五項まで」を「次項及び第四項」に、「次項及び第三項」を「次項」に改め、「年に限る」の下に「次項において「適用年」というを加え、同条第二項各号を次のように改める。

一 適用年が平成九年又は平成十年である場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 当該合計額の二パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千

円)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

二 適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成九年又は平成十年である住宅の取得等に係るもの(以下この号において「平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額がすべてその居住の用に供した日の属する年が平成十一年である住宅の取得等に係るもの(以下この号及び次号において「平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額」という。)である場合 当該住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額

(3) 当該住宅借入金等の金額の合計額が平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額及び平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額から成る場合 当該平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該

平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ロ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合又はイ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千

万円以上である場合 二十万円
(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合 十五万円
(3) イ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて平成九年又は平成十年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千

万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、

千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額
(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合

三十万円
(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合 二十五万円

(3) ロ(3)に掲げる場合に該当する場合 ロ(3)に定める金額に十万円を加えた金額

三 適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の合計額のうち平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額がある場合 当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円)の一・五パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額が千万円を超える場合には、千万円)を控除した残額の一パーセントに相当する金額との合計額

(2) 当該住宅借入金等の金額の合計額のうち平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額がない場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

ロ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が二千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合
平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)の一・五パーセントに相当する金額と二千万円から当該平成十一年居住分に係る住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が千万円を超える場合には、千万円)を、が第六号」に改め、同項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号を次のように改める。

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合
二十万円

四 適用年が平成十三年から平成十八年までの各年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円以下である場合 当該合計額の一パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が二千万円を超える場合には、千万円)の〇・五パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

第四十一条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十二項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第四十一条の三第三項中「第四十一条第七項」を「第四十一条第六項」に改める。

第四十一条の十三中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第四十二条の四第一項から第四項まで、第六項及び第七項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条の七第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、「の法人」の下に「第三号及び」を、「第二号」の下に「又は第三号」を加え、「が第五号」を「が第六号」に改め、同項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 卸売業若しくは小売業を営む法人又は飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む法人 機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして法人の規模に応じて政令で定めるもの

第四十二条の七第一項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第八條第二項」を「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第二十四条第二項」に、「第七條第一項」を「第二十三條第一項」に、「第八條第一項」を「第二十四條第一項」に、「承認中小企業者」を「承認進出中小企業者」に、「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中

「前号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 サービス業でその基盤の強化を通じて消費の拡大、雇用機会の確保等国民経済の安定及び発展に資することが必要なものとして政令で定める事業を営む第四十二条の四第三項に規定する中小企業者に該当する法人(当該事業のうち政令で定める特定の事業を営む大規模法人を含む。) 機械及び装置並びに器具及び備品で当該事業の基盤の強化に寄与するものとして政令で定めるもの

第四十二条の七第二項中「前項第五号」を「前項第六号」に改め、同条第三項中「第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「同項第五号」を「同項第六号」に改める。

第四十二条の八第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十二条の九第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「償却限度割合(製品品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては)を「百分の二十五(製品品輸入増加割合が百分の十未満であるときは)に、三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」をいい、製品品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品品輸入増加割合に一・二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に百分の十二・五の割合を加算した割合(当該割合が百分の五十を超えるときは、百分の五十とする。)をいう。」を乗じて計算した「を」二位未満の端数があるときは、これを

切り捨てる。)に相当する」に改め、同条第二項中「に税額控除割合(製品品輸入増加割合が百分の十以下である場合にあっては)を「百分の五(製品品輸入増加割合が百分の十未満であるときは)に、」をいい、製品品輸入増加割合が百分の十を超える場合にあっては当該製品品輸入増加割合に〇・二五を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に百分の二・五の割合を加算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十とする。)をいう。」を乗じて計算した「を」に相当する」に改める。

第四十三条の三第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の二十八」を「百分の二十六」に改める。

第四十三条の四第一項及び第二項並びに第四十四條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十四条の三第一項中「平成十年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に、「九年以内の期間」を「十二年以内の期間(当該期間の末日が平成十六年三月三十一日後である場合には、当該承認の日から同年三月三十一日までの期間)」に改め、同項に次の三号を加える。

五 適用期間の開始の日から十年以内に取得等をした特定事業用資産(前各号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く。) 百分の十四(建物及びその附属設備については、百分の七)

六 適用期間の開始の日から十一年以内に取得等をした特定事業用資産(前各号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除

く。百分の十二(建物及びその附属設備については、百分の六)

七 適用期間の開始の日から十二年以内に取得等をした特定事業用資産(前各号に掲げる特定事業用資産に該当するものを除く。百分の八(建物及びその附属設備については、百分の四))

第四十四条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 青色申告書を提出する法人で特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第七条第一項に規定する承認基盤的技術産業集積活性化計画(以下この項において「承認基盤的技術産業集積活性化計画」という。)に定められた同条第一項に規定する基盤的技術産業集積活性化促進地域(以下この項において「基盤的技術産業集積活性化促進地域」という。)内において当該承認基盤的技術産業集積活性化計画に定められた同法第五条第二項第二号に掲げる中核的業種に属する事業を営む特定中小企業者等(同法第二条第五項に規定する中小企業者等に該当する法人又は資本若しくは出資の金額が十億円以下の法人で、同法第十九条第一項の認定を受けたものをいう。以下この項において同じ。)が、同法の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、当該基盤的技術産業集積活性化促進地域内において、当該特定

中小企業者等が同法第七条第四項の承認(同法第八条第一項の承認を含む。)を受けた同法第七条第一項に規定する高度化等計画(同法第二条第三項第一号から第三号までに掲げる措置に係る同項に規定する特定基盤的技術の高度化等(以下この項において「特定基盤的技術の高度化等」という。))に関するものであつて政令で定める要件を満たすものに限るものとし、同条第五項第六号に掲げる者以外の法人により申請されたものにあつては当該基盤的技術産業集積活性化促進地域内において事業を営む政令で定める他の事業者と同法第七条第一項の規定により共同して申請されたものに限る。)に定められた機械及び装置で、その製作の後事業の用に供されたことのないもの(特定中小企業者等の規模に応じて政令で定める規模のものに限る。以下この項において「技術革新設備」という。)を取得し、又は技術革新設備を製作して、これを当該特定中小企業者等の営む事業の用に(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度の当該技術革新設備(第四十三条から前条まで若しくは前項又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該技術革新設備の普通償却限度額と特別償却限度額(当該技術革新設備の取得価額の百分の十五(当該技術革新設備が特定基盤的技術の高度化等に著しく資するものとして政令で定めるもの(以下この項において「特定技術革新設備」という。))に該当するもの

である場合は百分の二十とし、当該特定中小企業者等の営む事業が特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第二条第一項に規定する特定業種に属する事業に該当し、かつ、当該特定中小企業者等に係る当該技術革新設備が特定技術革新設備に該当するものである場合は百分の二十五とする。)に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十四条の五第一項中「総合保養地域整備法第七条第一項に規定する承認基本構想であつて平成九年三月三十一日までに同法を「平成十年三月三十一日」までに行われた総合保養地域整備法に、「承認(を)承認(平成十一年三月三十一日までに「承認」を受けたものを)に係る同法第五条第一項に規定する基本構想」に、「同法第五条第四項に規定する承認の」を「当該承認の」に、「当該承認基本構想」を「当該基本構想」に改める。

第四十四条の六第一項の表の第三号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「百分の十二」を「百分の十一」に改め、

同表の第四号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十四条の七第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第四十五条第一項中「地区内」を「地区又は地域内」に改め、同項の表中

業	資	産	割	合	業	資
地区又は地域						
産 割 合						
に改め、同表の第						

三を「百分の十五」に改め、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十二」に改め、同表第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十二」を「百分の十四」に、「百分の十

十一 沖縄振興開発特別措置法第二条第二項に規定する離島の地域

旅館業のうち政令で定める事業

政令で定める建物及びその附属設備

百分の八

第四十五条の二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十二」を「百分の十四」に、「百分の十

三を「百分の十五」に改め、同表の第三号中「百分の十六」を「百分の十二」に改め、同表第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の十二」を「百分の十四」に、「百分の十

第五十二條第一項中「平成九年三月三十一日」

第五十五条の前に次の節名を付する。

の日から同日を算する。
期間の月数」とする。

項を「前条第五項」に改め、同条第六項中「第五

九項及び第十項に改める。

第五十五条の六第一項中「海域」を「水域」に改め、同条第六項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第七項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十五条の六第一項」と読み替えるものとする。

第五十五条の七第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第三号中「石炭の採掘の事業」を「石炭等（石炭その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。）の採掘の事業」に、「石炭の採掘」を「石炭等の採掘」に、「露天石炭採掘掘場」を「露天石炭等採掘掘場」に、「石炭の採掘の終了」を「石炭等の採掘の終了」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第三号中「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に、「露天石炭採掘掘場」を「露天石炭等採掘掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第三項及び第四項中「露天石炭採掘掘場」を「露天石炭等採掘掘場」に、「露天石炭等採掘掘場」に、「露天石炭採掘災害防止費用」を「露天石炭等採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭採掘掘場」を「露天石炭等採掘掘場」に、「石炭の」を「石炭等の」に改め、同条第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に

後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十五条の七第二項」と読み替えるものとする。

第五十六条第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」とあるのは「第五十六条第一項及び第三項の」と、「第三項中」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第三項中」に改める。

第五十六条の二第八項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第九項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」とあるのは「第五十六条の二第一項及び第四項の」と、「第三項中」に、「第五十六条の二第四項」を「第五十六条の二第四項中」に改める。

第五十六条の三第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「十九万円」を「十五万円」に改め、同条第四項中「四年」を「二年」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十六条の四第一項中「平成九年三月三十

一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第九項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項の表の第一号中「百分の二十一・五」を「百分の二十」に改め、同表の第二号中「データベースで当該法人が構成したものとして政令で定めるものの譲渡、提供又は利用の許諾に係る当該事業年度の」を「当該事業年度におけるデータベースで政令で定める要件を満たすものに限る。」の譲渡、提供又は利用の許諾に係る」に改め、同表の第三号中「百分の五を、百分の四に改め、同条第六項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第七項中「第五十四条第十二項から第十四項まで」を「第五十五条第九項から第十一項まで」に、「同条第十四項中「第六項」を「同条第十一項中「第三項」に改める。

第五十七条の二第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「あるのは、を、あるのは」に改め、「営む者でないとき」との下に、「同条第十一項前段中「第三項」とあるのは「第五十七条の三第一項及び第三項」とを加える。

第五十七条の四第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十一項前段中「第三項」とあるのは、「第五十七条の四第四項」と読み替えるものとする。

第五十七条の五第十項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第十一項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条の六第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を「第五十五条第九項及び第十項」に、「同条第十四項前段」を「同条第十一項前段」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第五十七条の七第七項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第八項中「第五十四条第十二項及び第十三項」を

第六十一条の第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第五項中「第五十四条第十一項」を「第五十五条の四第五項」に改め、同条第六項中「第五十四条第十二項、第十三項及び第十四項前段」を「第五十五条第九項、第十項及び第十一項前段」に、「同条第十三項」を「同条第十項」に、「同条第十四項前段中「第六項」を「同条第十一項前段中「第三項」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第六十三条の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

第六十五條の四第一項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に、「公営住宅法第二條第四号に規定する公営住宅の買取りにより地方公共団体に買い取られる場合を、」供するため買い取られる場合」の下に、「(第六十四條第一

八 地方公共団体又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百十六條第一項に規定する防災街区整備推進機構が同法第二條第二号に掲げる防災街区としての整備のために行う公共施設若しくは公用施設の整備、宅地の造成又は建築物及び建築敷地の整備に関する事業で政令で定めるものの用に供するために、都市計画法第百十二條の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画の区域内にある土地等が、これらの者に買い取られる場合(第六十四條第一項第二号若しくは第三号の五、第六十五條第一項第一号若しくは前條第一項第二号に掲げる場合又は第一号、第二号若しく

十九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による公告があつた同項の防災街区整備権利移転等促進計画（以下この号において「防災街区整備権利移転等促進計画」という。）の定めるところにより譲渡をされる土地等

第六十五條の七第十項第二号中「第十九号から第二十一号まで」を「第二十号から第二十二号まで」に改める。

第六十五条の八第一項中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平

第六十五條の四第二項中「第十二号まで又は第十五号から第十七号まで」を「第十三号まで又は第十六号から第十八号まで」に改める。

第六十五條の五第一項第一号及び第二号中「前条第一項第二十二号」を「前条第一項第二十三号」に改め、同項第三号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第六十五條の七第一項の表以外の部分中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号の」を「第二十二号の」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第二十三号」を「第二十四号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改め、同項の表中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第十九号中平成九年三月三十一日を「平成十一年三月三十一日」に改め、同号を同表の第二十号とし、同表の第十八号の次に次の一号を加える。

同法第三十四条第一項に規定する防災再開区域促進地区の区域（上欄に掲げる定められた区域を含むものに限る。）内において定められた同一項に規定する防災街区整備地区計画の区域内にある土地等（防災街区整備権利移転等促進法の定めるところにより取得をされるもの）

成九年三月三十一日を「平成十年三月三十一日」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第六十五条の九中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に

改める。

第六十六條の六第三項第二号中「海域」を「水域」に改める。

第六十六條の十第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第二條第五項第六号に掲げる者又は同法第九條第一項に規定する商工組合等若しくは同法第二十五條第一項に規定する商工組合等 同法第七條第四項の承認に係る同条第一項に規定する高度化等計画において定められている同条第二項第三号に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事業として行つた試験研究の用に直接供する固定資産又は同法第二十三條第四項の承認に係る同条第一項に規定する高度化等計画において定められている同項に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事業として行つた試験研究の用に直接供する固定資産若しくは同法第二十五條第四項の承認に係る同条第一項に規定する高度化等計画において定められている同条第二項第三号に規定する新商品若しくは新技術の研究開発に関する事業として行つた試験研究の用に直接供する固定資産

十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第六十六條の十三第二項第二号中「平成二年法律第三十五号」を削り、同条第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第六十七條の六の見出しを「特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例」に改め、同条中「第三條の二に規定する特定株式投資信託の下に」(次項において「特定株式投資信託」という。)を、「第二十三條の下に」及び第九十三條を加え、「同条第一項第一号」を同法第二十三條第一項第一号に、「とする」を、同法第九十三條第二項第二号中「(益金不算入)」とあるのは「(益金不算入)(租税特別措置法第六十七條の六第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同条第二項」とあるのは「第二十三條第二項」とするに改め、同条に次の一項を加える。

2 特定株式投資信託の収益の分配を受ける外国人に係る法人税法第四十二條の規定の適用については、同条中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十七條の六第一項 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例」の規定とする。

第六十七條の八を第六十七條の十とする。
第六十七條の七第二項中「第六十七條の七第一項」を「第六十七條の八第一項」に改め、同条を第六十七條の八とし、同条の次に次の一條を加える。

(金融機関等の特定取引に係る課税の特例)
第六十七條の九 次の表の各号の第一欄に掲げる法人が、当該各号に規定する認可を受けた日以後に開始する各事業年度その終了の時において当該認可が有効である事業年度に限り、次項において「特例適用年度」という。)において、当該各号の第二欄に掲げる特別の勘定に属するものとして経理された当該各号の第三欄に掲げる資産(法人税法第二條第二十一号に規定する棚卸資産(第三項において「棚

卸資産」という。))又は同条第二十二号に規定する有価証券第三項において「有価証券」という。)に該当するものに限る。)につき同法第二十二條第三項の規定により当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時ににおいて有する当該資産の価額は、同法第二十九條第一項及び第三十條第一項の規定にかかわらず、当該各号の第四欄に掲げる価額とする。

法人

特別の勘定

資産

価額

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十七条の二第二項(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第七條及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第七十七号)第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の認可を受けた銀行	同項に規定する特定取引勘定	銀行法第十七条の二第二項(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第七條及び外国為替銀行法(昭和二十九年法律第七十七号)第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に規定する有価証券その他大蔵省令で定める財産	同項に規定する時価
二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二十三号)第五十五條の三第一項の認可を受けた信用金庫連合会	同項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他大蔵省令で定める財産	同項に規定する時価
三 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第三十三條第一項の認可を受けた農林中央金庫	同項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他命令をもつて定める財産	同項に規定する時価
四 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十九條ノ二第一項の認可を受けた商工組合中央金庫	同項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他命令をもつて定める財産	同項に規定する時価
五 証券取引法第五十六條の二第二項の認可を受けた同法第二條第九項に規定する証券会社	同法第五十六條の二第二項に規定する特定取引勘定	同条第二項に規定する有価証券その他大蔵省令で定める財産	同項に規定する時価

2

次の表の各号の上欄に掲げる法人が、特別適用年度終了の時ににおいて当該各号の中欄に掲げる取引で決済されていらないものを有する場合には、当該取引がその時ににおいて決済されたものとみなされたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該特別適用年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

2 次の表の各号の上欄に掲げる法人が、特例適用年度終了の時に当該各号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合においては、当該取引がその時ににおいて決済されたものとみなされたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該特例適用年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

3

法	人	取	引	金	額
一 前項の表の第一号の第一欄に掲げる銀行	銀行法第十七条の二第三項長期信用銀行法第十七条及び外国為替銀行法第十一條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。	規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
二 前項の表の第二号の第一欄に掲げる信用金庫連合会	信用金庫法第五十五条の三第三項に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
三 前項の表の第三号の第一欄に掲げる農林中央金庫	農林中央金庫法第二十三条第三項に規定する命令をもつて定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
四 前項の表の第四号の第一欄に掲げる商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法第三十九条ノ二第三項に規定する命令をもつて定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
五 前項の表の第五号の第一欄に掲げる証券会社	証券取引法第五十六条の二第三項に規定する大蔵省令で定める特定取引	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額

次の表の各号の上欄に掲げる法人が、政令で定める日以後に開始する各事業年度（政令で定める事業年度に限る。）において、当該各号に規定する資産（棚卸資産又は有価証券に該当するものに限る。）につき法人税法第四十二條の規定により同法第二十二條第三項の規定に準じて当該各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となる当該事業年度終了の時に所有する当該資産の価額は、当該各号の中欄に掲げる価額とし、当該各事業年度終了の時に所有する当該各号に規定する取引を有する場合に、当該取引がその時において決済されたものとみなしたときに算定される当該各号の下欄に掲げる金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

法	人	価	額	金	額
一 銀行法第四條第一項の免許を受けた同法第四十七條第一項に規定する外国銀行（次に掲げる要件のすべてを満たす外国銀行として政令で定めるものに限る。）	第一項の表の第一号の表の第一欄に掲げる第四号の下欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額
イ 特定取引勘定（第一項の表の第一号の第二欄に掲げる特定取引勘定をいう。ロにおいて同じ。）に類する勘定を設けていること。	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
ロ 特定取引勘定に類する勘定に属するものとして経理された第一項の表の第一号の第三欄に掲げる資産の事業年度終了の時に所有する価額を同号の第四欄に掲げる価額に相当する価額とする。	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
ハ 事業年度終了の時に所有する前項の表の第一号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合に、当該取引をその時において決済したものとなし、当該事業年度の損益の計算をすること。	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額

4

二 外国証券業者に関する法律第二条第二号に規定する外国証券会社（次に掲げる要件のすべてを満たす外国証券会社として政令で定めるものに限る。）	第一項の表の第一号の表の第一欄に掲げる第五号の下欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額	前項の表の第一号の表の第一欄に掲げる金額に相当する金額
イ 特定取引勘定（第一項の表の第五号の第二欄に掲げる特定取引勘定をいう。ロにおいて同じ。）に類する勘定を設けていること。	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
ロ 特定取引勘定に類する勘定に属するものとして経理された第一項の表の第五号の第三欄に掲げる資産の事業年度終了の時に所有する価額を同号の第四欄に掲げる価額に相当する価額とする。	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額
ハ 事業年度終了の時に所有する前項の表の第五号の中欄に掲げる取引で決済されていないものを有する場合に、当該取引をその時において決済したものとなし、当該事業年度の損益の計算をすること。	同項に規定する利益相当額又は損失相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額	同項に規定する利益相当額

前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の六の次に次の一条を加える。

（特定の農業協同組合連合会等の合併に係る受取配当等の益金不算入の特例）

第六十七條の七 内国法人が、平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、行われる次に掲げる合併により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち法人税法第二十四條第一項（同項第四号に係る部分に限る。）の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額があるときは、当該交付の基因となった出資は、同法第二十三條第一項に規定する特定株式等とみなして、同条及び同法第九十三條の規定を適用する。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二条第一項に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併

二 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併

第六十八條第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第六十八條の二 第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「ある事業年度を」（当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額を除く。）以下この項及び次項において「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」という。がある事業年度（次号に掲げる事業年度を除く。）に、「所得税の額に」（「所得税の額」とに、「当該繰越所得税額控除限度超過額」を「前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額」に、「を」加算した金額を「との合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額

控除限度超過額(以下この号及び次項において「四年以前の繰越所得税額控除限度超過額」という。)がある事業年度 当該事業年度の所得税額控除限度額が次のイからハまでに掲げる場合のいずれに該当するかに応じそれぞれイからハまでに定める金額

イ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額以下である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額のうち当該所得税額控除限度額に相当する金額と当該事業年度における四年以前の繰越所得税額控除限度超過額との合計額

ロ 当該事業年度の所得税額控除限度額が、当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額を超え、かつ、当該利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額に満たない場合 当該利子・配当等に係る所得税の額、当該所得税額控除限度額から当該利子・配当等に係る所得税の額を控除した残額に最も新しい事業年度の前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額から順次充てるとした場合におけるその充てられることとなる前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額及び四年以前の繰越所得税額控除限度超過額の合計額

ハ 当該事業年度の所得税額控除限度額が当該事業年度の利子・配当等に係る所得税の額と当該事業年度における前三年以内の繰越所得税額控除限度超過額の総額

との合計額以上である場合 当該利子・配当等に係る所得税の額と繰越所得税額控除限度超過額の総額との合計額

第六十八条の二第二項中「平成九年四月一日」を「平成十一年四月一日」に改め、同項第一号中「当該事業年度終了の日前四年以前に終了した事業年度において生じた繰越所得税額控除限度超過額(以下この項において「及び」という。)」を削り、同項第二号中「当該事業年度の前事業年度から繰り越された繰越所得税額控除限度超過額(四年以前の繰越所得税額控除限度超過額を除く。以下この項において「及び」という。)」を削る。

第六十八条の六中「みなされているもの」の下に「で政令で定める法人を加える。」

第七十条の十第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十一条の七の見出し中「分譲予定地等」を「供給予定地等」に改め、同条第一項中「寄与するもの」を「寄与するものであり、かつ、当該住宅地の供給が土地等の分譲又は借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十一条に規定する借地権で同法第二十一条の規定の適用を受けるもの(以下この条において「定期借地権」という。))の設定により行われるもの」に改め、「棚卸資産(所得税法第二十一条第十六号に規定する棚卸資産若しくはこれに準ずる土地等で同法第三十五条第一項に規定する雑所得の基因となるもの又は法人税法第二十一条に規定する棚卸資産をいう。以下この項及び次項において同じ。)」に該当するものを削り、「分譲されるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加え、

「優先分譲宅地」を「優先分譲宅地等」に、「分譲予定地」を「供給予定地」に、「棚卸資産である土地等」を「供給予定地」に改め、同条第二項中「寄与するもの」を「寄与するものであり、かつ、当該住宅の用に供される土地の供給が土地等の分譲又は定期借地権の設定により行われるもの」に改め、「棚卸資産に該当するものを削り、買収取られた者の下に「その他政令で定める者」を加え、同条第三項中「分譲予定地」を「供給予定地」に改め、同条第四項中「分譲予定地等」を「供給予定地等」に改める。

第七十一条の八第一項及び第二項中「平成八年」を「平成十三年」に改める。

第七十二条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の一・五」に改める。

第七十三条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の三」に改める。

第七十四条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に、「千分の二」を「千分の一」に改める。

第七十五条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条中「平成九年十二月三十一日」を「平成十一年十二月三十一日」に、「千分の九」を「千分の十二」に改める。

第七十七条の三中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十七条の四第二項を削る。

第七十八条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第七十八条の二を次のように改める。

(農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により土地等取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減)

第七十八条の二 農林中央金庫が、平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二条第一項に規定する信用農業協同組合連合会から同法第二十条において準用する同法第十条第一項に規定する主務大臣の認可を受けた同法第二条第二項に規定する事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登記の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 所有権の移転の登記 千分の六
- 二 地上権又は賃借権の移転の登記 千分の三
- 三 質権又は抵当権の移転の登記 千分の一

第七十八条の四第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、

(昭和十一年法律第十四号)を削り、同条第二項及び第三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第八十三条の四の見出し中「沿道整備権利移転等促進計画」を「沿道整備権利移転等促進計画

を「平成十一年三月三十一日」に改める。

等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間に、同法第三十四条第一項に規定する防災街区整備権利移転等促進計画に基づき、同条第二項第一号に規定する者が、当該防災街区整備権利移転等促進計画において同法第三十二条第二号に規定する地区防災施設又は同号に規定する特定建築物地区整備計画に係る建築物等の用に供することとされている土地の所有権を取得した場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該防災街区整備権利移転等促進計画に係る同法第三十六条第一項の規定による公告があつた日以後一年以内に登記を受けるものに限る、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の二十五とする。

第八十四条の二中「平成九年三月三十一日」を「平成十二年三月三十一日」に改め、第五章中同条を第八十四条の三とする。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(鉄道事業者が取得した特定の鉄道施設に係る土地等の所有権の移転登記等の免税)

第八十四条の二 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者(地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに限る。)が、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社(以下この条において「旅客会社」という。)から取得した鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設(次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。)に係る土地の所有権、地上権若しくは賃借権の移転又は建物の所有権若しくは賃借権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

一 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第八条の規定による運輸大臣の建設の指示を受けて建設された同法第四十条第一項に規定する建設線(同法附則第九項の規定による運輸大臣の建設の指示を受けて建設された同法附則第八項第一号に規定する新幹線規格新線の路線を含む。次号において同じ。)の全部又は一部の区間において旅客会社の鉄道事業が開始されることに伴い廃止されることとなる旅客会社の鉄道事業に係る路線(次号において「廃止路線」という。)に係るものであること。

二 当該第一種鉄道事業者が前号の建設線の全部又は一部の区間に係る当該旅客会社の鉄道事業が開始される日において前号の廃止路線の全部又は一部の区間で運輸大臣が定める区間において鉄道事業を開始する場合における当該鉄道事業の用に供されるものであること。

第八十七条中「平成九年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に、「同章及び同条」を「これら」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成九年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

一日を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第九十条の五第一項中「この条及び次条第一項を」この節に改める。

第九十条の六の次に次の一条を加える。

(石油アスファルト等に係る石油税の還付)

第九十条の六の二 課税済みの原油等又は関税定率表別表第二一〇・〇〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品(同号の一の四に掲げる粗油で石油税課税済みのものを除く。以下この条において「石油調製品等」という。)から同表第二七・一三・一一号若しくは第二七・一三・一二号に掲げる石油コークス又は同表第二七・一三・二〇号に掲げる石油アスファルト(以下この条において「石油アスファルト等」という。)を製造する者その他政令で定める者(以下この条において「石油アスファルト等製造業者」という。)が、政令で定める手続により石油アスファルト等を製造することについてその製造場の所在地を所轄する税務署長の承認を受けた製造場において製造した石油アスファルト等を、平成十一年三月三十一日までに、当該製造場から移出(政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。))し、又は当該製造場内において燃料として消費した場合には、政令で定めるところにより、当該移出をされ、又は消費をされた石油アスファルト等のうち課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものから製造された石油アスファルト等につき、当該課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものに係る石油税額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額を、当該石油アスファルト等製造業者に(当該石油アスファルト等製造業者が、当該石油アスファルト等の原料とされた原油又は石油製品に係る石油税の納税者でない場合その他政令で定める場合にあつては、当該原油又は石油製品につき当該石油アスファルト等製造業者が当該石油税を納付したものとみなして、当該石油アスファルト等製造業者に)還付する。

2 税務署長は、前項の承認の申請があつた場合において、同項に規定する石油アスファルト等の製造場が課税済みの原油等、石油調製品等その他政令で定めるものの以外のもを原料に供する石油アスファルト等の製造場であることその他の理由により、取締り上特に不適当と認められるときは、その承認を与えないことができる。

3 石油アスファルト等製造業者は、第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造場に関税率表別表第二七・一三項に掲げる石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物(以下この条において「石油等の残留物」という。)を移入したときは、その移入の目的、数量その他政令で定める事項を記載した書類を、当該製造場の所在地を所轄する税務署長に、その移入をした日の属する月の翌月末日までに提出しなければならない。

4 税務署長は、取締り上必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等の製造場に移入された石油等の残留物を課税

済みの原油等、当該製造場において製造された石油等の残留物その他の物品と区分して蔵置すべきことを命ずることができる。

5 石油税法第二十一条、第二十二條(第一号を除く)、第二十三條(第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く)、第二十八條(第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く)、及び第二十七條第一項の規定は、その製造場について第一項に規定する承認を受けた石油アスファルト等製造業者について準用する。この場合において、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの又は第十五條第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十條の六の二第一項に規定する石油アスファルト等製造業者でその製造場につき同項の規定による承認を受けたもの」と、「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費若しくは販売に関する事実を帳簿に」とあるのは「同項に規定する石油アスファルト等(第二十三條において「石油アスファルト等」という。)で当該製造場において製造したものの製造、貯蔵、消費又は移出に関する事実を帳簿に記載しなければならない。この場合において、同法第九十條の六の二第三項に規定する石油等の残留物(以下この条及び第二十三條において「石油等の残留物」という。)をその製造場に移入した者にあつては、当該石油等の残留物の移入、貯蔵、消費又は移出に関する事実を併せて」と、同法第二十

三条第一項第一号中「これらの者」とあるのは「その者」と、「原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。)を含む。）」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「石油アスファルト等(その者が石油等の残留物をその製造場に移入した者である場合には、当該移入された石油等の残留物(石油アスファルト等を除く。)を含む。）」と、同法第二項中「原油若しくはガス状炭化水素の採取又は原油等」とあるのは「石油アスファルト等」と読み替へるものとする。

6 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。
第九十條の七第一項中「又は前条第一項を」と第九十條の六第一項又は前条第一項に改め、同条第三項第二号中「前条第四項を」と第九十條の六第四項に改め、同項第三号中「前条第一項を」と第九十條の六第一項に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は前項を、第三項又は前項に」と、「前三項を」前各項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 前条第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者は、五万円の罰金又は科料に処する。
第九十條の九を第九十條の十とし、第九十條の八を第九十條の九とする。
第六章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に次の一節を加える。

第三節の三 航空機燃料税法の特例

(航空機燃料税の税率の特例)
第九十條の八 沖縄県と沖縄県の区域(以下この条において「沖縄」という。)以外の本邦の地域(その地域の全部又は一部が離島振興法第二條第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。以下この条において「同じ。）」との間を航行する航空機燃料税法第二條第一号に規定する航空機(同法第七條に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものを除く。以下この条において「航空機」という。)で、航空法第百條第一項に規定する免許(当該免許に係る路線が沖縄県と沖縄以外の本邦の地域との間の路線であるものに限り)を受けた者その他政令で定める者が行う旅客の運送の用に供されるもの(沖縄県に所在する飛行場又は沖縄以外の本邦の地域に所在する飛行場を離陸した後、天候その他やむを得ない理由により、同法第九十七條第一項又は第二項の規定により、当該離陸前に運輸大臣の承認を受け、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場と異なる飛行場に着陸することとなつた航空機その他政令で定めるものを含む。以下この条において「沖縄路線航空機」という。)に、平成十四年三月三十一日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、航空機燃料税法第十一條の規定にかかわらず、航空機燃料一キロリットル

につき一万五千六百円の税率により計算した金額とする。

2 沖縄路線航空機が、平成十四年三月三十一日までに、沖縄県と沖縄以外の本邦の地域との間以外の本邦内の各地間を航行する航空機となる時又は旅客の運送の用に供されない航空機となる時において、当該航空機に前項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合においては、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

3 沖縄県と沖縄以外の本邦の地域との間以外の本邦内の各地間を航行する航空機又は旅客の運送の用に供されていない航空機が、平成十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる時において、当該航空機に航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。
4 航空機燃料税法第七條に規定する外国往來機で同条に規定する有償の国内運送の用に供されていないものが、平成十四年三月三十一日までに、沖縄路線航空機となる場合におけ

る同条の規定の適用については、同条中「当該航空機に積み込まれたものとみなす」とあるのは、「当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料に係る航空機燃料税の税額は、第十一条の規定にかかわらず、租税特別措置法第九十条の八第一項(航空機燃料税の税率の特例)に規定する税率により計算した金額とする」とする。

5 沖縄路線航空機に係る航空機の所有者、使用者又は機長(航空機燃料税法第四条第一項又は同条第二項に規定する所有者、使用者又は機長をいう。)が提出する同法第十四条第一項の規定による申告書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「場所ごとの数量及びその合計数量」とあるのは、場所及び税率の異なるごとに区分した数量並びに税率の異なるごとに区分した合計数量」と、同項第二号中「課税標準数量」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準数量」とする。

6 前各項に定めるもののほか、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に対する航空機燃料税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九十一条の二第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条を第九十一条の三とする。

第九十一条を第九十一条の二とし、第六章第四節中同条の前に次の一条を加える。

(不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例)

第九十一条 平成九年四月一日から平成十一年

平成九年三月二十四日 参議院会議録第十一号

三月三十一日までの間に作成される印紙税法別表第一第一号の物件名の欄に掲げる不動産の譲渡に関する契約書(一の文書が当該契約書と当該契約書以外の同号に掲げる契約書とに該当する場合における当該一の文書を含む。)又は同表第二号に掲げる請負に関する契約書(建設業法第二十一条に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるものに限る。)のうち、これらの契約書に記載された契約金額が千円を超えるものに係る印紙税の税率は、同表第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、一通につき、当該各号に定める金額とする。

一 千円を超え五千円以下のもの 一万五千円

二 五千円を超え一億円以下のもの 四万五千円

三 一億円を超え五億円以下のもの 八万円

四 五億円を超え十億円以下のもの 十八万円

五 十億円を超え五十億円以下のもの 三十万円

六 五十億円を超えるもの 五十四万円

第九十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第九十四条第一項中「株式の」を「株式その他政令で定める株式の」に改める。

第九十五条及び第九十六条中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第二条 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改める。

第十六条を次のように改める。
(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の特例)

第十六条 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった居住者が、当該居住の用に供することができなくなった日後に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(同項に規定する居住用家屋の新築又は同項に規定する居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得にあつては、同日以後初めてするものに限る。以下この条において「住宅の再取得等」という。)をし、かつ、平成九年一月一日から平成十三年十二月三十一日までの間に当該住宅の再取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。以下この条において同じ。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年において当該住宅の再取得等に係る同項に規定する住宅借入金等(以下この条において

「再建住宅借入金等」という。)の金額を有するときは、当該各年における同項に規定する住宅取得等特別税額控除額は、同法第四十一条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として、同条及び同法第四十一条の二の規定を適用する。

一 その年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年)にあつては、これらの日。以下この項において同じ。)における再建住宅借入金等の金額の合計額が千円以下である場合 当該合計額の二パーセントに相当する金額

二 その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額が千円を超え二千万円以下である場合 当該千円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

三 その年十二月三十一日における再建住宅借入金等の金額の合計額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千円を超え二千万円を超えない場合、当該千円を超える金額)の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

2 前項に規定する居住者が、同項の居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年(以下この項において「特例適用年」という。)にお

いて、再建住宅借入金等の金額及び当該再建住宅借入金等の金額に係る住宅の再取得等以外の租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等(以下この項において「他の住宅取得等」という。)に係る同条第一項に規定する住宅借入金等(当該他の住宅取得等をした同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した日の属する年以後六年間の各年(同項に規定する適用年である年に限る。)に係るものに限る。以下この項において「他の住宅借入金等」という。)の金額を有する場合には、当該特例適用年における前項の住宅取得等特別税額控除額は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額(当該金額に百万未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

一 特例適用年が平成九年又は平成十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年又は当該住宅の再取得等若しくは他の住宅取得等をした租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋が災害により居住の用に供することができなくなった日の属する年)にあつては、これらの日。以下この項において同じ。における再建住宅借入金等の金額の合計額に他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額(以下この項において「住宅借入金等の金額の総額」という。)が千万円以下である場合 当該住宅借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千

万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に二十万円を加えた金額

ハ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円の〇・五パーセントに相当する金額に三十万円を加えた金額

二 特例適用年が平成十一年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成九年又は平成十年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(以下この号において「平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合 当該住宅借入金等の金額の総額の二パーセントに相当する金額

(2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十一年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額以下この号及び次号において「平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額の合計額の二パーセントに相当する金額

トに相当する金額との合計額

(3) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額、平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額及び平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額に当該平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額との合計額

ロ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円を超え二千万円以下である場合 当該千万円を超える金額の一パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) イ(1)に掲げる場合に該当する場合、イ(2)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円以上である場合又はイ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円以上である場合 二十万円

(2) イ(2)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額が千万円未満である場合又はイ(3)に掲げる場合に該当する場合であつて再建住宅借入金等の金額の合計額に平成九年又は平成十年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額を加えた金額が千万円未満である場合 当該千万円未満である金額の二パーセントに相

当する金額と千万円から当該千万円未満である金額を控除した残額の一・五パーセントに相当する金額との合計額

ハ 平成十一年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が二千万円を超える場合 当該二千万円を超える金額(当該金額が千万円を超える場合には、千万円の〇・五パーセントに相当する金額に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を加えた金額

(1) ロ(1)に掲げる場合に該当する場合 三十万円

(2) ロ(2)に掲げる場合に該当する場合 ロ(2)に定める金額に十万円を加えた金額

三 特例適用年が平成十二年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の総額が千万円以下である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前号イ(2)に掲げる場合に該当する場合 同号イ(2)に定める金額

(2) 当該住宅借入金等の金額の総額が再建住宅借入金等の金額の合計額及びその居住の用に供した日の属する年が平成十一年以外の年である他の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の合計額(以下この号において「平成十一年以外の年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額」という。)から成る場合 当該再建住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額と当該平成十一年以外の年居住分に係る他の住宅借入金等の金額の合計額の二パーセントに相当する金額との合計額

例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十九条第二項中「平成九年三月三十一日」を平成十一年三月三十一日に改める。

附則

施行期日

一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定（第三節の三 自動車重量税法の特例（第九十条の八・第九十条の九）を第三節の四 航空機燃料税法の特例（第九十条の八））

條の十」に改める部分に限る。）、同法第一条の改正規定、同法第二条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に一号を加える改正規定、同法第九十条の九を同法第九十条の十とし、同法第九十条の八を同法第九十条の九とする改正規定及び同法第六章第三節の三を同章第三節の四とし、同章第三節の二の次に一節を加える改正規定並びに附則第二十

一 第一条中租税特別措置法第十条の四第一項
 第四号の改正規定(「前三号」を「前各号」に改
 める部分を除く。)、同法第十一条の三の見出
 しの改正規定、同条第三項の改正規定、同項
 を同条第四項とする改正規定、同条第二項の
 改正規定、同項を同条第三項とし、同条第二

項の次に二項を加える改正規定、同法第十八条第一項第五号の改正規定、同法第四十二条の七第一項第四号の改正規定（前三号を「前各号」に改める部分を除く。）、同法第四十四条の四第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定（前項を「前二項」に改める部分に限る。）、同項

を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を
止する法律案 三二

器等については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第十三条の二第二項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善円滑化計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の

る特定災害防止準備金の金額とみなす。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第六条 新租税特別措置法第二十一条の規定は、個人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、個人の旧租税特別措置法第二十一条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。この場合において、平成九年分の所得税に係る新租税特別措置法第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第七条 新租税特別措置法第三十四条の第二項第二号の規定は、個人が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十四条の第二項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十四条の第二項第八号の規定は、個人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新租税特別措置法第三十七条(同条第一項の表の第十八号に係る部分に限る。)の規定は、個人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用する。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に関する経過措置)

第八条 新租税特別措置法第三十七条の十三の規定は、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に払込みにより取得をする同条第一項に規定する特定株式に係る同項に規定する損失の金額として政令で定める金額及び同条第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。

(居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第九条 新租税特別措置法第四十条の第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第四十条の第四項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第十条 居住者が、平成八年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 前項の場合において、新租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅の取得等に係る同条及び旧租税特別措置法第四十一条の二の規定の適用については、旧租税特別措置法第四十一条第二項第一号中「二十万円」とあるのは「二十万円(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務(以下この項及び次項において「新借入金等」という。)の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を

超えるときは、二十万円)を控除した残額」と、同項第二号中「二十万円」とあるのは「二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額)」と、「金額が二十万円」とあるのは「金額が二十万円(当該新借入金等の金額が二十万円を超える場合は、三十万円から当該新借入金等の金額(当該金額が三十万円を超えるときは、三十万円)を控除した残額。以下この号において同じ。))と、「二十万円」とあるのは「二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額)」と、同条第三項中「合計額が二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額。以下この項において同じ。))とする。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第二十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十二条 新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三条 新租税特別措置法第四十三条の第三項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の第三項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十四条の第三項(同項第五号から第七号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定事業用資産について適用する。

3 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善計画又は中小企業構造改善計画に基づき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産について適用し、施行日

超えるときは、二十万円)を控除した残額」と、同項第二号中「二十万円」とあるのは「二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額)」と、「金額が二十万円」とあるのは「金額が二十万円(当該新借入金等の金額が二十万円を超える場合は、三十万円から当該新借入金等の金額(当該金額が三十万円を超えるときは、三十万円)を控除した残額。以下この号において同じ。))と、「二十万円」とあるのは「二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額)」と、同条第三項中「合計額が二十万円(新借入金等の金額を有するときは、二十万円から新借入金等の金額(当該金額が二十万円を超えるときは、二十万円)を控除した残額。以下この項において同じ。))とする。

(法人税の特例に関する経過措置の原則)

第十一条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第二十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第十二条 新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十三条 新租税特別措置法第四十三条の第三項の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する研究施設について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の第三項に規定する研究施設については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十四条の第三項(同項第五号から第七号までに係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定事業用資産について適用する。

3 新租税特別措置法第四十四条の六第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する特定電気通信設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の六第一項に規定する特定電気通信設備については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第四十五条の二第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作をする同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十六条第一項の規定は、施行日以後に同項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善計画又は中小企業構造改善計画に基づき当該各号の承認又は認定を受ける当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産について適用し、施行日

前に旧租税特別措置法第四十六条第一項各号に規定する中小企業構造改善計画、構造改善事業計画若しくは構造改善計画又は中小漁業構造改善計画につき当該各号の承認又は認定を受けた当該各号の商工組合等、特定組合若しくは特定商工組合等又は漁業協同組合等の構成員の有する当該各号に定める減価償却資産については、なお従前の例による。

7 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第三項第二号及び第五号に掲げる建築物については、なお従前の例による。

8 新租税特別措置法第五十条第一項の規定は、法人が施行日以後に同項に規定する植林費を支出する場合について適用し、法人が施行日前に旧租税特別措置法第五十条第一項に規定する植林費を支出した場合については、なお従前の例による。

9 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第五十二条の四に規定する特定減価償却資産については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)
第十四条 旧租税特別措置法第五十四条第一項に規定する法人が施行日前に開始した事業年度において同項の規定により積み立てた輸入製品国内市場開拓準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十五条の三第一項の規定は、法人が施行日以後に取得する同項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条の三第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第五十五条の七第一項の規定により積み立てられた同項の表の第三号の中欄に規定する露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額は、新租税特別措置法第五十五条の七の規定の適用については、同条第一項の

表の第三号の中欄に規定する露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額とみなす。

4 新租税特別措置法第五十六条の三第四項の規定は、法人が施行日以後に開始する事業年度において同条第一項の規定により積み立てる計画造林準備金の金額の益金の額への算入については、なお従前の例による。

5 新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項及び次項において「改正事業年度」という。)において第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるものの改正事業年度における同条の規定の適用については、同条第一項第二号に規定する累積限度額は、同条第一項第二号に規定する累積限度額とす。

一 改正事業年度終了の日における新租税特別措置法第五十七条の三第一項第一号に掲げる金額の百分の六十に相当する金額
二 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額
イ 改正事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額(その日までに旧租税特別措置法第五十七条の三第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、改正事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。)

ロ 改正事業年度終了の日における新租税特別措置法第五十七条の三第一項第一号に掲げる金額の百分の七十に相当する金額
前項の規定の適用を受けた法人の改正事業年度の翌事業年度から経過措置適用後の事業年度

(当該事業年度の旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号に規定する累積限度額が当該事業年度の第一号に掲げる金額を超えることとなる最初の事業年度をいう。)の直前の事業年度までの各事業年度においては、同条第一項第二号に規定する累積限度額は、同条第一項第二号に規定する累積限度額のうちいずれか少ない金額とする。

一 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における使用済燃料再処理準備金の金額(その日までに新租税特別措置法第五十七条の三第二項から第四項までの規定により益金の額に算入された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とし、当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人から引き継いだ使用済燃料再処理準備金の金額を加算した金額とする。)

二 当該事業年度終了の日における新租税特別措置法第五十七条の三第一項第一号に掲げる金額の百分の七十に相当する金額
新租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人が施行日以後に開始する各事業年度終了の日において有する同項に規定する使用済燃料のうち、特定使用済燃料(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第十一号)附則第十二条第五項に規定する政令で定める事業年度終了の日において有していた当該使用済燃料をいう。)がある場合における新租税特別措置法第五十七条の三及び前二項の規定の適用については、同条第一項第二号中「前号イに掲げる金額」とあるのは「前号イに掲げる金額(租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第十四条第七項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、第五項第一号及び第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(第

七項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(次項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)
第十五条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧租税特別措置法第五十八条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)
第十六条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号の規定は、法人が平成九年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用する。

3 新租税特別措置法第六十五条の七(同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る。)及び第六十五条の八(同号に係る部分に限る。)の規定は、法人が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行の日以後に同号の中欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号

七項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」と、前項第二号中「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額(次項に規定する特定使用済燃料に係る部分の金額で政令で定める金額を除く。）」とする。

(法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)
第十五条 新租税特別措置法第五十八条の規定は、法人の同条第二項各号に掲げる取引による施行日以後の収入金額について適用し、法人の旧租税特別措置法第五十八条第二項各号に掲げる取引による施行日前の収入金額については、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第五十八条第一項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)
第十六条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二号の規定は、法人が平成九年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る同条第一項の特別勘定について適用する。

(内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置)

第十七条 新租税特別措置法第六十六条の六第三項の規定は、同条第一項に規定する特定外国子会社等の施行日以後に終了する事業年度の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等の施行日前に終了した事業年度の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

(地価税の特例に関する経過措置)

第十八条 新租税特別措置法第七十一条の七の規定は、平成九年以後の各年の課税時期において個人又は法人が有する同条第一項から第三項までに規定する土地等に係る地価税について適用し、平成八年以前の各年の課税時期において個人又は法人が有していた土地等に係る地価税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第十九条 新租税特別措置法第七十二条から第七十四条までの規定は、施行日以後に新築し、又は取得するこれらの規定に規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に新築し、又は取得した旧租税特別措置法第七十二条から第七十四条までに規定する住宅用家屋の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該住宅用家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十七条の規定は、平成十年一月一日以後に行われる同条に規定する贈与により取得する同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永

小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日以前に行われた旧租税特別措置法第七十七条に規定する贈与により取得した同条に規定する農地若しくは採草放牧地若しくは準農地の所有権又は当該農地若しくは採草放牧地の上に存する地上権、永小作権若しくは賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第七十七条の四第二項に規定する農住組合の組合員が平成十一年三月三十一日までに同項に規定する交換分合により土地を取得する場合における同項に規定する登記については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成九年三月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

4 旧租税特別措置法第七十八条の二に規定する生産森林組合又は農業生産法人が平成十一年三月三十一日までに同条に規定する出資を受ける場合における同条に規定する登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「平成九年三月三十一日」とあるのは、「平成十一年三月三十一日」とする。

(酒税の特例に関する経過措置)

第二十条 平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出される新租税特別措置法第八十七条に規定するしょうちゅう甲類及びしょうちゅう乙類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次条第一項」とする。

2 平成十年十月一日から平成十三年三月三十一日までの間に酒類の製造場から移出される新租

税特別措置法第八十七条に規定するしょうちゅう乙類に係る同条の規定の適用については、同条中「同法第三章及び次条」とあるのは、「同法第三章、酒税法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)附則第四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定により読み替えられた同法による改正前の酒税法第二十二條及び次条第二項」とする。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

第二十一条 平成九年七月一日(以下この条において「指定日」という)前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2 指定日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する沖繩路線航空機である航空機に航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十一条に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、同項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 指定日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る指定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(印紙税の特例に関する経過措置)

第二十二条 施行日前に課した、又は課すべきであった印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表第一第一号の物件名の欄に掲げる不動産の譲渡に關する契約書及び同表第二号に掲げる請負に關する契約書に係る印紙税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりな

お従前の例によることとされる印紙税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(有価証券取引税の特例に関する経過措置)

第二十三条 新租税特別措置法第九十四条第一項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税について適用する。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の適用期間に係る特例に関する経過措置)

第二十四条 第二条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律(以下「旧震災特例法」という)第十六条第一項に規定する居住者が、同項に規定する居住の用に供することができなくなった日の属する年の翌年以後の各年(同項に規定する家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後五年間の各年に限る。)において同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合については、なお従前の例による。

2 旧震災特例法第十六条第二項に規定する居住者が、同項に規定する住宅の取得等をし、平成八年十二月三十一日以前に同項の定めるところにより居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前二項の場合において、旧震災特例法第十六条第一項又は第二項の規定の適用があり、かつ、新租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における附則第十条第二項の規定の適用については、同項中「場合における」とあるのは「場合における第二条の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に關する法律(以下この項において「旧震災特例法」という)第十六条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される」と、については、「とあるのは」とについて、は、旧震災特例法第十六条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される」とする。

(住宅の取得等をした場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置)

第二十五条 第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十六条第一項又は第二項の規定の適用があり、かつ、附則第十条第一項の規定により旧租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用がある場合における附則第十条第二項の規定の適用については、同項中「新租税特別措置法第四十一条第一項」とあるのは、第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項又は第二項」と、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）第一条の規定による

改正後の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務（とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用に係る同条第一項に規定する再建住宅借入金等（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項に規定する他の住宅借入金等を含む。）とする。

2 新震災特例法第十六条第一項又は第二項の規定の適用があり、かつ、前条第一項又は第二項の規定により旧震災特例法第十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合における附則第十條第二項の規定の適用については、同項中「新租税特別措置法第四十一条第一項」とあるのは「第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

「場合における」とあるのは「場合における第二項の規定による改正前の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「旧震災特例法」という。）第十六条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される」と、「については」とあるのは「については、旧震災特例法第十六条第一項又は第二項の規定により読み替えて適用され

る」と「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 第 一 号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第四十一条第一項の規定の適用に係る同項に規定する借入金又は債務」とあるのは「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第

号」第二条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）の規定の適用に係る同条第一項に規定する再建住宅借入金等（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項に規定する他の住宅借入金等を含む。）とする。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第二十六条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律 昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項中「平成十年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法」を「平成十三年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法」に改める。

附則第十八条第七項中「平成十年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法」を「平成

十三年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法」に改め、同条第八項中「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）」を「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号。次項において「平成九年改正法」という。）第一条の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

9 前項に定めるもののほか、第七項後段の規定の適用がある場合における平成九年改正法第一一条の規定による改正後の租税特別措置法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「各事業年度(当該法人の設立の日(合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日)以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度)については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。」とあるのは、「各事業年度」とする。

附則第二十三條第十六項中「平成十年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法」を「平成十三年三月三十一日までの間に農業協同組合併助成法」に改める。
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第五項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。
（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十八条 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）の一部を次のように改正する。
附則第十九条第六項中「平成三年一月一日」を

「平成九年四月一日」に、「昭和六十年一月一日前」を「昭和六十年一月一日から昭和六十二年十二月三十一日までの間」に、「平成四年一月一日から平成九年十二月三十一日まで」を「平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日まで」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「特定法人」を「地方公共団体、住宅・都市整備公団その他政令で定める法人（ロにおいて「特定法人」という。）」に改め、「貸付け」の下に「当該

貸付けに係る権利の設定に際し、その対価を取得するものを除くものとし、当該貸付けの期間が二十年以上とされているものに限り。」を加え、同号ハ中「平成九年十二月三十一日」を平成十三年三月三十一日に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号ハ中「平成九年十二月三十一日」を平成十三年三月三十一日に改め、同号ニ中「第八項第三号」を「第八項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同条第七項中「平成九年十二月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第八項第一号を削り、同項第二号中「平成九年十二月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「第六項第三号」を「第六項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「若しくは第二号」を削り、「、同号若しくは同項第三号」を又は同号若しくは同項第二号」に改め、「又は同項第四号の都市公園の用に供しないこととなった場合」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第十二項中「第六項第三号二」を「第六項第二号二」に、「第八項第三号」を「第八項第二号」に改める。

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九条第六項に規定する農業相続人が施行日前に同項に規

定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき同項に規定する税務署長の承認を受けた場合及び施行日から平成九年十二月三十一日までの間に同項に規定する特定市街化区域農地等に該当するものについて同項各号に掲げる要件に該当する転用をする見込みであることにつき同項に規定する税務署長の承認を受ける場合における相続税については、同条第六項から第十二項まで及び第十四項の規定は、なおその効力を有する。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「平成九年分」を「平成十四年分」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十一条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成七年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條第四項中「各事業年度の下に(平成九年四月一日以後に開始する事業年度を除く。を)を加え、同条第五項中「各事業年度の下に(平成九年四月一日以後に開始する事業年度を除く。を)を加え、」の場合における」の下に「当該各事業年度に係るを加える。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十二条 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第八條中「あるのは、を」あるのは」に、「とする」と、同条第八項中「第二十二條第十二項から第十四項まで」とあるのは「租税特別措置

法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第二十二條の二第六項から第八項まで」と、同条第十二項中「又は」とあるのは若しくは」とあるのは同条第六項中「できる者又は」とあるのは「できる者若しくは」とするに改める。

(国際観光ホテル整備法の一部改正)

第三十三條 国際観光ホテル整備法昭和二十四年法律第二百七十九号の一部を次のように改正する。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條 削除

第三十二條中「登録ホテル業等」を「登録ホテル業又は登録旅館業(以下「登録ホテル業等」という。に改める。

(農地法施行法の一部改正)

第三十四條 農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「平成九年十二月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

(日本国有鉄道改革法等施行法の一部改正)

第三十五條 日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第十三項中「平成九年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第十四項中「平成九年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

(地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法の一部改正)

第三十六條 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第三十七條 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條及び第十三條を次のように改める。

第十二條及び第十三條 削除

審査報告書

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十四日

農林水産委員長 真島 一男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における蘭及び生糸の生産及び需給をめぐる状況の変化にかんがみ、農畜産業振興事業団が行う買入れ、売渡し等による蘭及び生糸の価格の安定に関する措置を廃止するとともに、これに伴い生糸の輸入に係る調整等に関する措置について所要の規定の整備を行うこととするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

我が国蚕糸業は、伝統的産業として中山間地域等において重要な地位を占め、蘭系価格安定法、製糸業法及び蚕糸業法は、それぞれ養蚕業及び製糸業の経営並びに蘭及び生糸の生産の安定に大きな役割を果たしてきた。

よって政府は、今回の三法の改廃に当たり、我が国蚕糸業の健全な発展に資するため、次の事項が国蚕糸業の健全な発展に資するため、次の事項

の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 最近の養蚕をめぐる状況に対処して、養蚕業の位置付けを明確にすること。

二 蘭、生糸等の国境調整措置の運用に当たっては、需給・価格動向等を十分に考慮しながら弾力的に行うこと。あわせて、養蚕農家の所得の安定的確保が図られるよう十分な措置を講ずること。

三 国及び農畜産業振興事業団の蚕糸関係業務が縮小されることにかんがみ、これらの組織の合理化及び業務の効率的運営をより一層推進すること。

なお、組織の合理化に伴って職員の雇用不安が生じることのないよう配慮すること。

四 蘭及び生糸の品質の検定・検査の強制が廃止されること等に伴い、関係取引に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。

五 養蚕農家の経営の安定を図るとともに、生産性の高い良質蘭産地を育成するため、技術の改良普及、養蚕農家、製糸業者、絹業者等が一体となったブランド化の推進等各般にわたる適切な生産対策を講ずること。

また、絹需要の拡大を図るため、絹の新規用途の開拓、絹製品の流通コストの合理化を図ること。

六 プレス繭、絹偽装二次製品等の不正輸入を防止するため、輸入動向を的確に把握し、輸入管理を強化徹底すること。

七 生糸取引所において、適切な市場運営が行われるよう指導すること。

右決議する。

蘭系価格安定法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成九年二月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

農林水産委員長 真島 一男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

繭糸価格安定法(昭和二十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「繭及び生糸の価格について、その生産条件、需給事情等からみて適正な水準における安定を図る」を「生糸の輸入に係る調整等に関する措置を講ずる」に改める。

第二章の章名及び同章第一節を削る。

第二章第二節の節名を削る。

第十二条の六中「事業団」を「農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。）」に改め、同条を第二條とする。

第十二条の七の前の見出しを削り、同条第一項中「安定上位価格を超えて」を「著しく」に改め、「場合」は「の下に」、農林水産大臣の承認を受けて「を加え」、「第十二条の十第一項」を「第六條第一項」に改め、同条第二項ただし書中「国内において製造された生糸の価格の安定を図る」を「生糸の需要を確保する」に改め、同条を第三條とし、同条の前に見出しとして「(事業団による輸入に係る生糸の売渡し)」を付する。

第十二条の八第二項を次のように改め、同条を第四條とする。

2 前項の規定による売渡しは、事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、することができ。

第十二条の九中「第十二条の七」を「第三條」に改め、同条を第五條とし、第十二条の十を第六條とする。

第十二条の十一第一項ただし書中「事業団法」を「農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)」に改め、同条を第七條とし、第十二条の十二を第八條とする。

第十二条の十三中「第十二条の十一第一項」を

「第七條第一項」に改め、同条を第九條とする。

第十二条の十四の前の見出しを削り、同条第一項中「第十二条の十二」を「第八條」に改め、同条第二項中「第十二条の十一第一項」を「第七條第一項」に改め、同条を第十條とし、同条の前に見出しとして「輸入に係る生糸の売渡し(の価格)」を付し、第十二条の十五を第十一條とする。

第十二条の十六中、「第十二条の六から第十二条の八まで及び第十二条の十一」を「から第四條まで及び第七條に」、「第七條第六項の規定により告示された事業団買入価格を」を「生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準を著しく」に改め、同条を第十二條とする。

第三章の章名及び第十三條を削る。

第十二条の十七中「及びこの節」を「から前条まで」に、「第七條第六項の規定により告示された事業団買入価格を」を「生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情からみて適正と認められる水準を著しく」に改め、同条を第十三條とする。

第十四條の見出しを「(報告の徴収)」に改め、同条第一項中「繭及び生糸の生産費、需給事情その他繭及び生糸の価格の安定に必要事項を調査するため必要があるときは、繭若しくは」を「この法律の施行に必要な限度において、」に、「売買取引又は売買取引の仲立ち若しくは取次ぎ」を「又は売買取引」に改め、同条第二項から第四項までを削る。

第十五條の前の見出し及び同条を削る。

第十六條に見出しとして「(協議)」を付し、同条中「第十二条の十四第二項」を「第十條第二項」に、「第十二条の十五第一項」を「第十一條第一項」に改め、同条を第十五條とする。

第十六條の二及び第四章の章名を削る。

第十七條中「次の各号の一に該当する者」を「第十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者」に改め、各号を削り、同条を第十六條とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、

第十八條を第十七條とする。

第十九條中「認可又は」を削り、同条を第十八條とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際改正前の繭糸価格安定法(以下「旧法」という。)の規定に基づき農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)が現に保有している生糸(繭糸価格安定法及び蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部を改正する法律(平成六年法律第百十五号)附則第二條の規定により旧法第十二條の六の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸とみなされた生糸を含む。)は、生糸の輸入に係る調整等に関する法律(以下「新法」という。)第二條の規定による輸入によつて事業団が保有する生糸とみなす。ただし、この法律の施行の際旧法第二條の規定による買入れ後旧法第八條の政令で定める期間を経過していない生糸については、事業団は、同条の約定に基づきその相手方の請求に応じ売り戻すことができるものとし、当該期間を経過するまでの間は、新法第三條、第四條及び第六條の規定は適用しない。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中、繭及び生糸並びに「及び」に改め、「助成」の下に、生糸の輸入に係る調整を加える。

第二十八條第一項第四号を次のように改める。

四 生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和二十六年法律第三十号)の規定によ

る生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 生糸の輸入、生糸の輸入に係る調整等に関する法律第三條第一項に規定する輸入によつて保有する生糸の売渡し又は買換え並びに同法第七條第一項に規定する輸入申告に係る生糸の買入れ及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

第二十九條第一項第四号中「前条第一項第四号ハ」を「前条第一項第四号イ」に改める。

第三十九條第三項及び第六項中「繭糸価格安定法第十二條の十一第一項」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律第七條第一項」に、「第十二條の十三第一項」を「第九條第一項」に改める。

第四十五條第二項及び第四十六條第一項中「繭糸価格安定法」を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に改める。

(農畜産業振興事業団法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 事業団は、前条の規定による改正後の農畜産業振興事業団法(以下「新事業団法」という。)第二十八條第一項から第三項までに規定する業務のほか、附則第一條ただし書の規定による売渡し(の業務)を行うことができる。この場合において、新事業団法第三十一條第一項第四号中「並びに同条第二項第一号及び第三項第二号の業務」とあるのは、「同条第二項第一号及び第三項第一号の業務並びに繭糸価格安定法の一部を改正する法律(平成九年法律第 号)以下「改正法」という。附則第五條に規定する業務」と、新事業団法第四十五條第二項及び第四十六條第一項中「又は砂糖の価格安定等に関する法律」とあるのは「若しくは砂糖の価格安定等に関する法律又は改正法附則第五條の規定」と、新事業団法第五十三條第六号中「第三項ま

で「とあるのは、第三項まで及び改正法附則第五
条」とする。

第六條 新事業団法第五條第五号から第七号まで
に掲げる出資者は、事業団に対し、平成十年四
月三十日までの間に限り、その持分の払戻しを
請求することができる。ただし、当該請求の時
において旧法第八條の約定により生糸の売戻し
を受けられる者については、この限りでない。

2 事業団は、前項の規定による請求があつたと
きは、新事業団法第八條第一項の規定にかわ
らず、当該持分に係る出資額に相当する金額に
より払戻しをしなければならない。この場合に
おいて、事業団は、その払戻しをした金額によ
り資本金を減少するものとする。

(関税暫定措置法の一部改正)
第七條 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三
十七号)の一部を次のように改正する。

第七條の三第二項第四号中「繭糸価格安定法」
を「生糸の輸入に係る調整等に関する法律」に、
「第十二條の六」を「第二條」に、「第十二條の十
五」を「第十一條」に改める。

別表第一第五〇〇二・〇〇〇号の二中「繭糸価
格安定法第二二條の六」を「生糸の輸入に係る調
整等に関する法律第二條」に、「第二二條の一
五」を「第二一條」に改める。

別表第四第五〇〇二・〇〇〇号の二中「繭糸価
格安定法第二二條の六」を「生糸の輸入に係る調
整等に関する法律第二條」に、「第二二條の一
五」を「第二一條」に改める。

審査報告書

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年三月二十四日

農林水産委員長 真島 一男

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成九年三月二十四日 参議院会議録第十一号

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における蚕糸業をめぐる状
況にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成十
年四月一日をもって廃止しようとするもので
あつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

我が国蚕糸業は、伝統的産業として中山間地域
等において重要な地位を占め、繭糸価格安定法、
製糸業法及び蚕糸業法は、それぞれ養蚕業及び製
糸業の経営並びに繭及び生糸の生産の安定に大き
な役割を果たしてきた。

よつて政府は、今回の三法の改廃に当たり、我
が国蚕糸業の健全な発展に資するため、次の事項
の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 最近の養蚕をめぐる状況に対処して、養蚕業
の位置付けを明確にすること。

二 繭、生糸等の国境調整措置の運用に当たつて
は、需給・価格動向等を十分に考慮しながら弾
力的に行つていくこと。あわせて、養蚕農家の所得の
安定的確保を図られるよう十分な措置を講ずる
こと。

三 国及び農畜産業振興事業団の蚕糸関係業務が
縮小されることにかんがみ、これらの組織の合
理化及び業務の効率的運営をより一層推進する
こと。

なお、組織の合理化に伴つて職員の雇用に不
安が生じることのないよう配慮すること。

四 繭及び生糸の品質の検定・検査の強制が廃止
されること等に伴い、関係取引に支障を来すこ
とのないよう十分に配慮すること。

五 養蚕農家の経営の安定を図るとともに、生産
性の高い良質繭産地を育成するため、技術の改
良普及、養蚕農家、製糸業者、絹業者等が一体

となつたブランド化の推進等各般にわたる適切
な生産対策を講ずること。

また、絹需要の拡大を図るため、絹の新規用
途の開拓、絹製品の流通コストの合理化等を図
ること。

六 プレス繭、絹偽装二次製品等の不正輸入を防
止するため、輸入動向を的確に把握し、輸入管
理を強化徹底すること。

七 生糸取引所において、適切な市場運営が行わ
れるよう指導すること。

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案
右

国会に提出する。

平成九年二月二十八日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律
次に掲げる法律は、廃止する。

一 製糸業法(昭和七年法律第二十九号)

二 蚕糸業法(昭和二十年法律第五十七号)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行
する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する廃止前の
蚕糸業法第十五条ノ二第一項に規定する繭価に
関する協定、契約又は共同行為であつて平成九
年以前の年産の繭に係るものについては、なお
従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の
規定によりなお従前の例によることとされる場
合におけるこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(農畜産業振興事業団法の一部改正)

第四條 農畜産業振興事業団法(平成八年法律第
五十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号中「製糸業法(昭和七年法律第二
十九号)第二條第一項の規定により免許を受け
た者」を「器械生糸製造業」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)
第五條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第
百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第四十三号から第四十五号までを次の
ように改める。

四十三から四十五まで 削除

第六條第二項中、「飼料添加物及び蚕種」を
「及び飼料添加物」に改める。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 二二〇〇円
送料	別